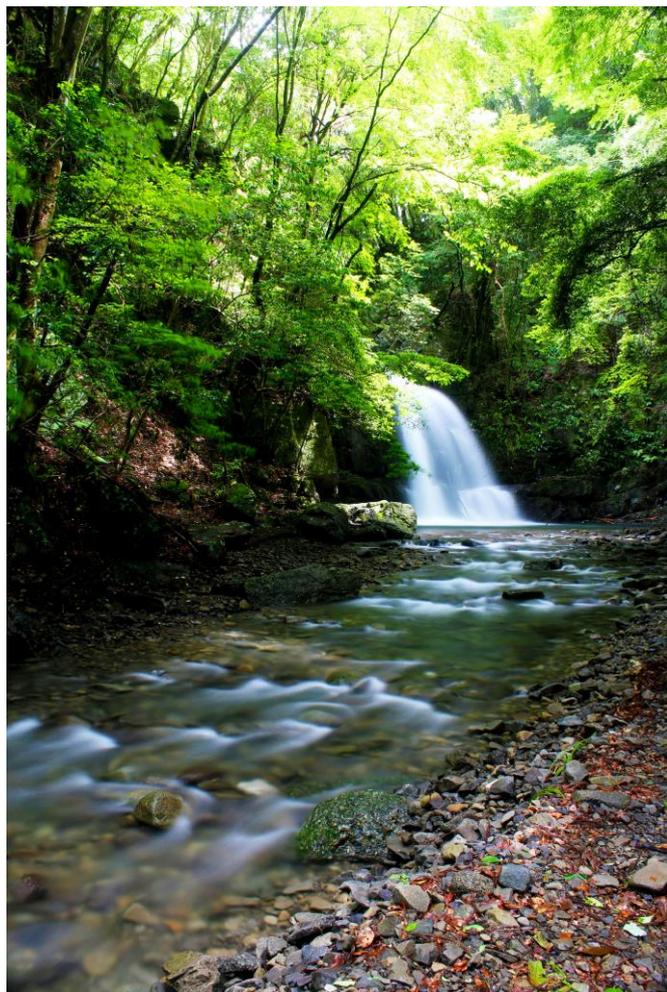


河内長野市



みどりの 基本計画



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. みどりの基本計画とは	1
2. 計画改定の背景	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 計画の期間と対象とする区域	1
5. みどりの役割	2
第2章 河内長野市の概況とみどりの現況と課題	3
1. 河内長野市の概況	3
(1) 自然・社会的条件	3
(2) 土地利用	8
2. みどりの現況	10
(1) みどりの状況	10
(2) 市民のみどりに関する意識	13
(3) 上位計画・関連計画等	21
3. みどりを取り巻く課題	31
(1) みどりの保全	31
(2) みどりの活性化・活用	33
(3) みどりの適正な管理・保全	34
(4) まちの緑化推進	34
第3章 みどりの将来像と基本方針	35
1. みどりの将来像	35
2. みどりの基本方針	36
(1) みどりの保全	36
(2) みどりの活用	36
(3) 都市公園の魅力向上	36
(4) 生命（いのち）を守るみどりのまちづくり	36
(5) 市民参加によるみどりのまちづくりの推進	36
3. 計画目標の設定	38

第4章	みどりの将来像実現に向けた取り組み	39
1.	みどりを守り、育てる	39
(1)	山林・里山等のみどりの保全	39
(2)	生物多様性の確保	40
(3)	農地の保全	40
(4)	社寺境内等のみどりの保全	40
(5)	「ナラ枯れ」及びクビアカツヤカミキリによる被害への対応	41
2.	みどりの活用	41
(1)	自然公園の活用	41
(2)	アウトドアスポーツや野外レクリエーションの活性化	41
3.	都市公園の適切な維持管理と魅力向上	42
(1)	都市公園の計画的な維持管理	42
(2)	長期事業未着手・未開設の都市計画公園・緑地の見直し	42
(3)	公園再編・リフレッシュの検討	42
(4)	都市公園の新たな管理手法の検討	42
4.	防災機能の高いみどりづくり	43
(1)	山地の保全・森林の育成	43
(2)	農地・ため池による雨水貯留機能の維持	43
(3)	安全なまちづくりのための公園整備	43
5.	協働によるみどりの取り組みの推進	43
(1)	ふれあい花壇やアドプト・パーク・プログラムの普及・啓発	43
(2)	みどりの活動ネットワークの形成	43
(3)	多様な主体によるみどりのまちづくりの普及・啓発	44
第5章	計画推進の方策	45
1.	計画の実施体制	45
2.	計画の進行管理	46
3.	SDGsの視点について	46
	用語解説	47

第1章 計画の基本的事項

1. みどりの基本計画とは

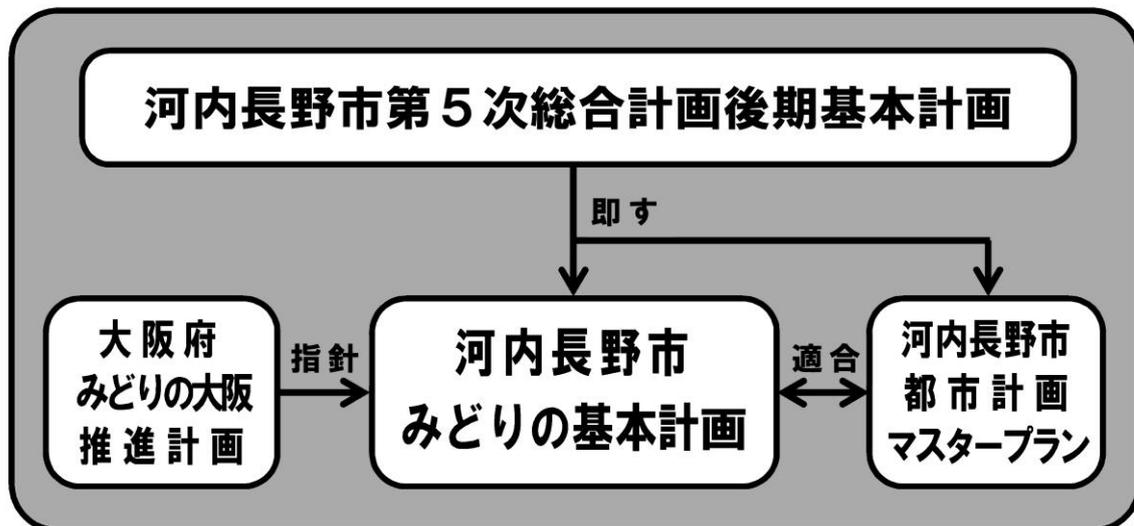
みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるもので、総合的・計画的にみどりのまちづくりの推進を目指すための基本計画です。

2. 計画改定の背景

平成12年（2000年）に策定した「河内長野市緑の基本計画」は、平成10年度（1998年）を基準年度とし、概ね令和7年（2025年）を見通し、平成20年度を計画目標年度として策定しましたが、経済・社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し、関係法令の改正に対応するため、計画の改定を行うものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「河内長野市第5次総合計画後期基本計画」に即するとともに、「河内長野市都市計画マスタープラン」、「みどりの大阪推進計画」に適合して策定するものです。



4. 計画の期間と対象とする区域

令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）の10年間を計画期間とします。

計画の対象とする区域は、本市全域とします。

5. みどりの役割

みどりには、私たちに潤いと安らぎを与え、レクリエーションの場や動植物の生息空間、雨水の貯留等による災害の防止、良好な景観形成など、様々な機能を有しており、それぞれの機能が十分発揮され、補完される仕組みづくりを行うことで、地域の魅力向上や地域力を高めることが期待されます。

環境保全

公園や緑地、周辺山系の山林や里山、河川やため池などは、生物の生息場所であり、私たち人間にとっても水や食料、気候の安定など生きていくためには無くてはならないものです。

その環境を持続可能な状態に保全していくことが求められており、特に地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収源でもあることから、適正な管理が必要です。

レクリエーション

公園や緑地のみどりは、散策の場や休息の場、多世代の交流の場や地域のコミュニティ形成の場、憩いの場です。

また、子どもたちの遊び場やスポーツ・健康づくり、余暇活動など健康増進などのためにも大切な役割を担っています。

景観形成

公園や緑地、街路樹や水辺などのみどりは、都市空間の景観形成に重要な役割を果たしています。

山や川をはじめとする自然的な景観は、人々に安らぎや恵みを与え、まち全体の景観形成を担い、人々に心の安らぎを与えます。

防災機能

公園や緑地のみどりは、大規模火災発生時の避難場所や延焼防止、避難経路の確保の役割を担います。

また、山林や農地、ため池、河川などは土砂災害の防止、洪水調整の機能を果たします。

公園や緑地、農地などのオープンスペースは、地震や水害などの災害発生時には、一時避難場所や防災用品の備蓄場所、仮設住宅の建設場所や支援者の受け入れ場所の機能が想定されます。

第2章 河内長野市の概況とみどりの現況と課題

1. 河内長野市の概況

(1) 自然・社会的条件

①地勢

河内長野市は、大阪府の南東端に位置し、東は金剛山地で奈良県、南は和泉山脈で和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形づくっています。大阪府内で3番目に広い市域面積の約7割は山林で、石川や石見川など河川沿いに平野が開け、北に向かって河内平野に続いています。市域の大部分は砂岩地帯、肥沃な土壌と内陸性の湿潤温暖な気候があいまって、稲や野菜、果樹の栽培に適しています。

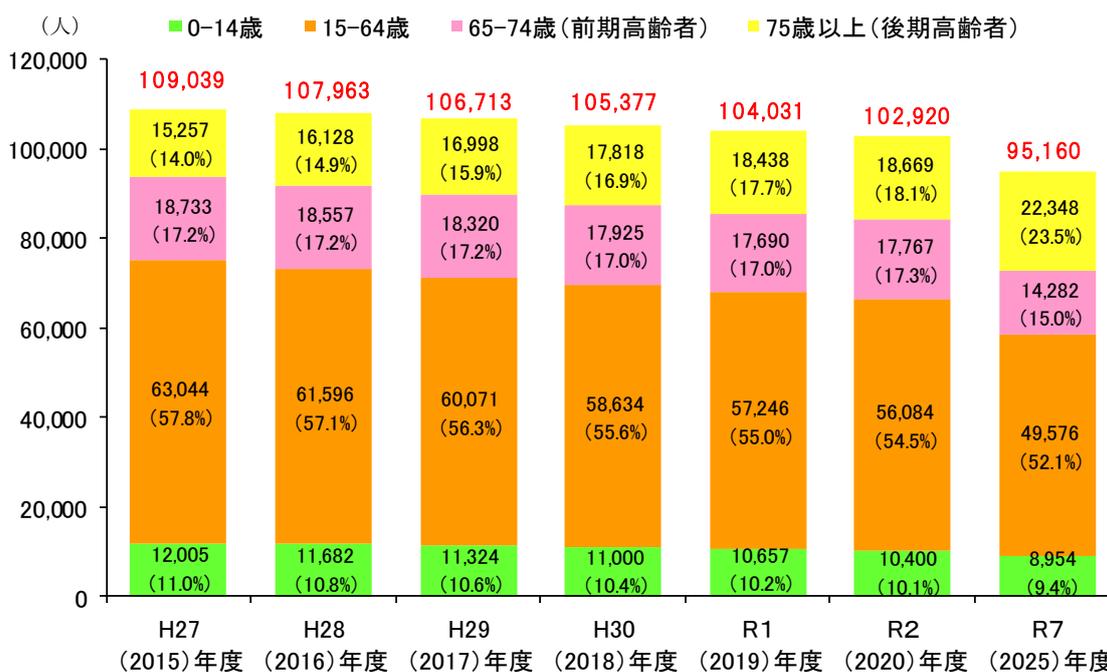
- ・位置：東経 135 度 34 分 北緯 34 度 27 分
- ・面積：109.63 平方km（東西 16.3 km・南北 15.8 km）
- ・市の木：くすのき ・市の花：菊

②人口

令和2（2020）年度末時点の人口は102,920人で、平成12（2000）年2月末の123,617人をピークに減少しています。

また、令和元年度に高齢化率は34.5%、年少人口比率は10.3%と少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移と将来推計

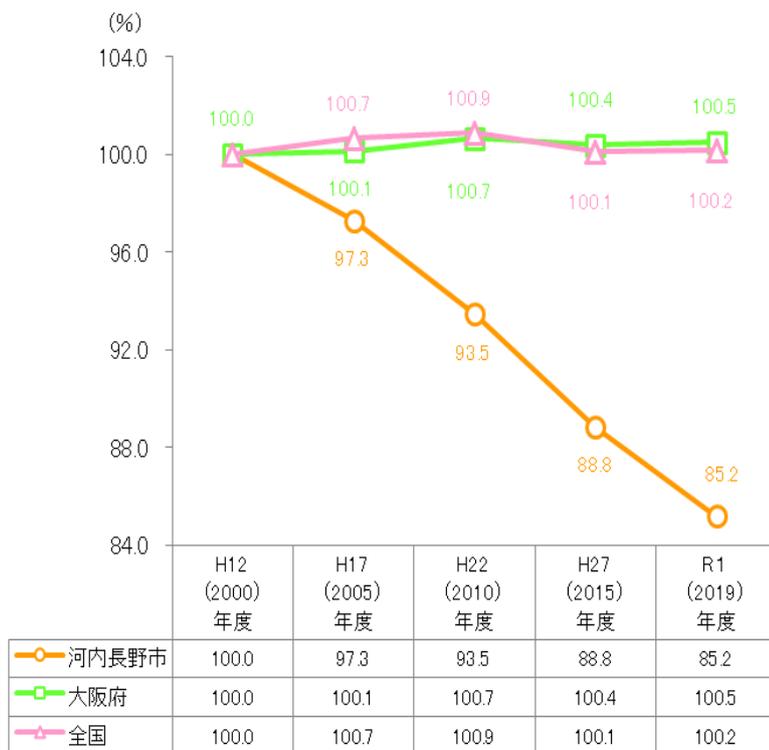


※H27～R2の値は住民基本台帳に基づく人口の各年度末の実績値。R7の値は河内長野市推計。

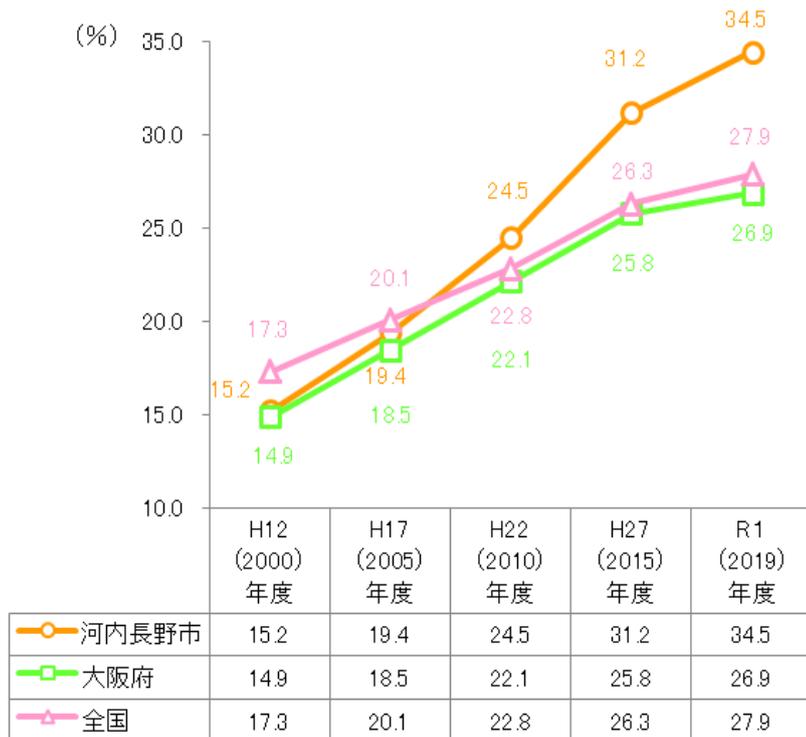
○全国・大阪府との比較

※H12(2000)年度～H27(2015)年度は河内長野市は住民基本台帳に基づく人口の各年度末。大阪府、全国は国勢調査。R1(2019)のみいずれも住民基本台帳に基づく人口(1月1日現在)

人口増減率(平成12(2000)年度を基準)



高齢化率の推移



年小人口比率の推移



③気象・気候 ・気温の推移

この10年の間に大きな気温の変化はなく、例年7月、8月に最高気温が35度を超える日があり、最低気温はおおむね1月から3月に氷点下を記録します。

気温推移表

単位:℃

年次	河内長野市													平均	大阪 平均
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均		
H20 (2008)	平均	4.3	3.6	9.5	14.3	18.8	21.9	27.8	27.7	23.4	18.3	12.0	8.2	15.8	17.0
	高	11.7	13.4	19.1	24.9	27.7	29.3	35.1	35.5	30.7	25.6	20.5	18.7	24.4	21.3
	低	-2.9	-3.0	-0.9	2.6	6.5	12.1	19.1	17.1	12.4	9.8	1.8	-1.7	6.1	13.5
H23 (2011)	平均	2.9	6.0	7.4	13.9	19.2	24.1	26.8	28.1	24.3	18.1	14.3	7.4	16.0	16.9
	高	8.0	17.3	18.9	24.8	27.3	33.8	33.6	34.5	31.6	25.1	23.8	17.0	24.6	21.1
	低	-2.8	-2.8	-1.8	-0.4	9.3	14.8	20.1	21.3	11.8	7.0	3.2	-1.4	6.5	13.3
H26 (2014)	平均	4.5	4.3	9.2	14.2	19.6	23.3	27.0	26.7	22.6	17.9	12.8	5.8	15.7	16.7
	高	14.6	16.6	20.3	22.8	30.4	32.2	35.9	33.1	29.7	26.8	20.5	15.7	24.9	21.0
	低	-3.0	-4.0	-3.0	1.0	6.6	15.7	19.1	18.1	13.7	5.9	3.6	-1.9	6.0	13.1
H29 (2017)	平均	3.2	4.1	6.4	13.9	18.9	20.5	27.0	26.4	21.7	15.7	9.9	3.8	14.3	16.8
	高	12.0	16.0	16.5	25.5	28.0	29.5	32.5	32.0	29.0	25.0	18.0	13.0	23.1	21.0
	低	-2.5	-2.5	-0.5	0.5	6.0	9.0	17.5	16.0	9.5	4.5	2.0	-1.0	4.9	13.3
R2 (2020)	平均	5.7	5.7	8.8	11.8	18.6	22.5	23.6	28.0	22.5	15.6	12.2	5.9	15.1	17.7
	高	16.0	17.2	21.0	23.0	26.5	30.0	31.5	35.0	32.0	24.5	23.0	13.5	24.4	21.8
	低	-1.0	-3.5	-1.2	2.0	8.0	12.0	18.0	21.0	11.0	6.0	3.5	0.0	6.3	14.2

資料：各年河内長野市統計書

・ 降雨量の推移

この10年間に降雨量は増加しており、総量は平成20年（2008年）の1,239.5 mmから、令和2年（2020年）には1,707.5 mmと、400 mm以上増加しています。

月別最大降雨量については、平成20年（2008年）5月の220.5 mmと比べ、平成29年（2017年）10月に約3倍の621.0 mm、令和2年（2020年）には約2倍の404.5 mmを記録しています。これらは、大型台風やゲリラ豪雨により増加していると思われます。

降雨量推移表

単位：mm

年次	河内長野市													大阪府
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総量	総量
H20 (2008)	69.0	68.0	86.0	144.5	220.5	150.0	25.5	65.5	192.0	84.5	93.5	40.5	1239.5	1262.5
H23 (2011)	5.0	86.0	65.5	93.0	296.0	222.5	132.5	71.5	318.5	169.5	97.5	33.0	1590.5	1614.0
H26 (2014)	51.0	51.5	167.5	78.5	77.0	67.0	98.5	359.5	57.0	167.5	63.0	102.5	1340.5	1278.5
H29 (2017)	36.5	45.0	18.5	77.5	106.0	151.0	115.5	196.5	152.5	621.0	72.0	41.5	1633.5	1275.5
R2 (2020)	86.5	101.5	127.0	118.0	101.5	168.0	404.5	54.0	190.0	276.5	51.5	28.5	1707.5	1521.5

資料：各年河内長野市統計書



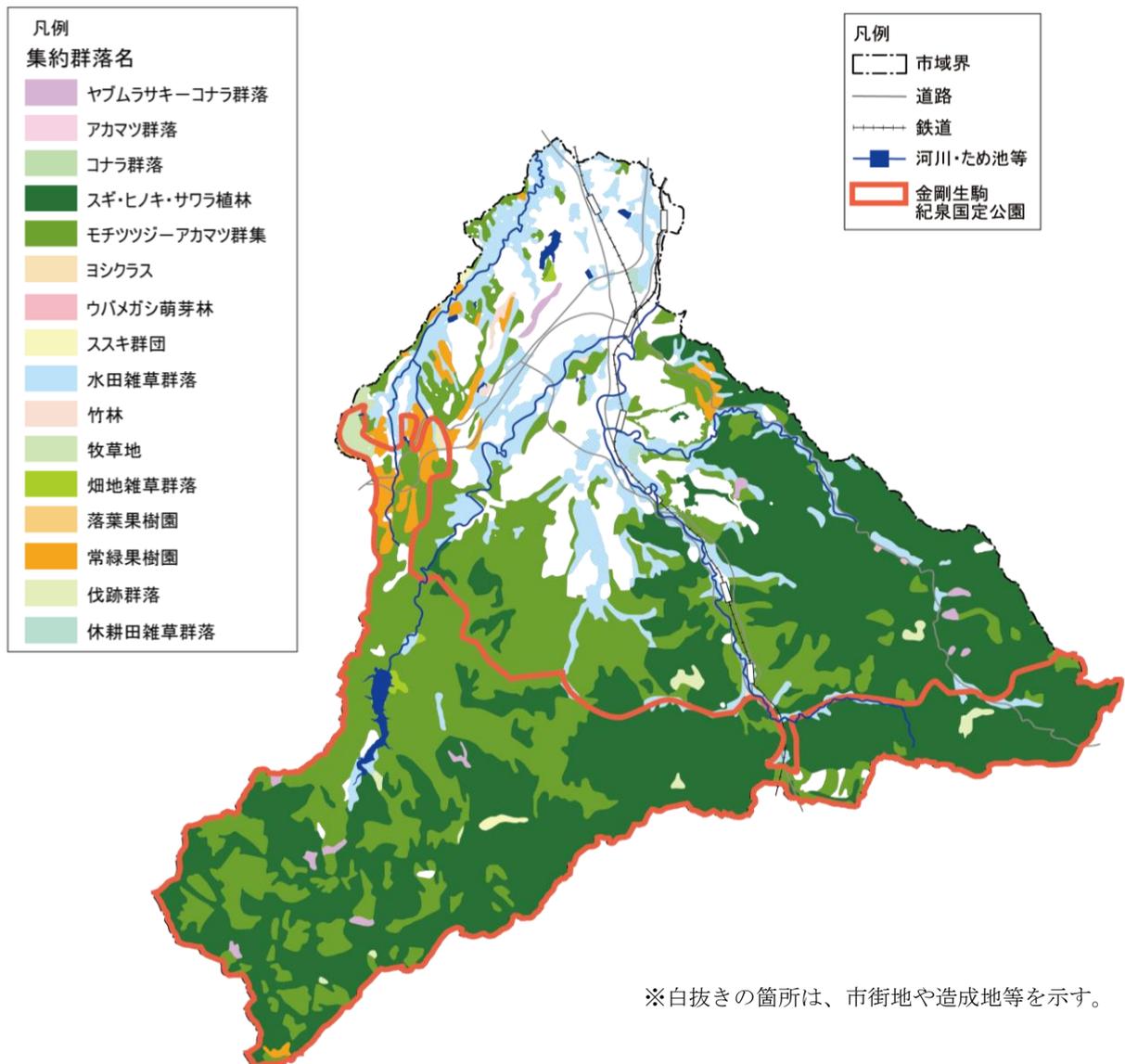
平成29年台風第21号被害

④ 植生

南部一帯の山林にはスギやヒノキ等の人工林がまとまって分布し、河川下流域には、水田などの農地が広がっています。

市域の約7割を占める山林は、「第5次総合計画基本構想」においても森林管理の担い手不足を課題とし、「かわちながの森林プラン」により森林資源の循環利用を推進し適切な森林整備が行われるよう進められています。

植生図



資料：自然環境保全基礎調査（令和3年4月、環境省）

(2) 土地利用

① 土地利用

北部の平坦地には宅地など建物用地が分布し、南部一帯は山林が広がり、近年の土地利用については宅地が増加する一方、農地が減少しています。

しかしながら、田畑や公園・緑地、山林などのみどりが市域の約8割を占め、自然豊かな環境に恵まれています。

近年は、空家・空地や農地及び山林における耕作放棄地・管理放棄林が増え、土地利用の質的な変化が生じてきています。

土地利用状況

土地利用分類	面積 (ha)	割合 (%)
道路・鉄軌道	36	0.3
田・休耕地	571	5.2
畑	215	2.0
原野・牧野	153	1.4
公園・緑地	215	2.0
山林	7,977	72.8
社寺敷地・公園庭園	17	0.2
水面	66	0.6
公共施設	35	0.3
官公署	14	0.1
一般市街地	1,091	10.0
商業業務地	66	0.6
その他空き地	27	0.2
集落地	211	1.9
学校	68	0.6
運動場・遊園地	39	0.4
墓地	20	0.2
工場地	68	0.6
低湿地・荒蕪地	71	0.6
合計	10,960	

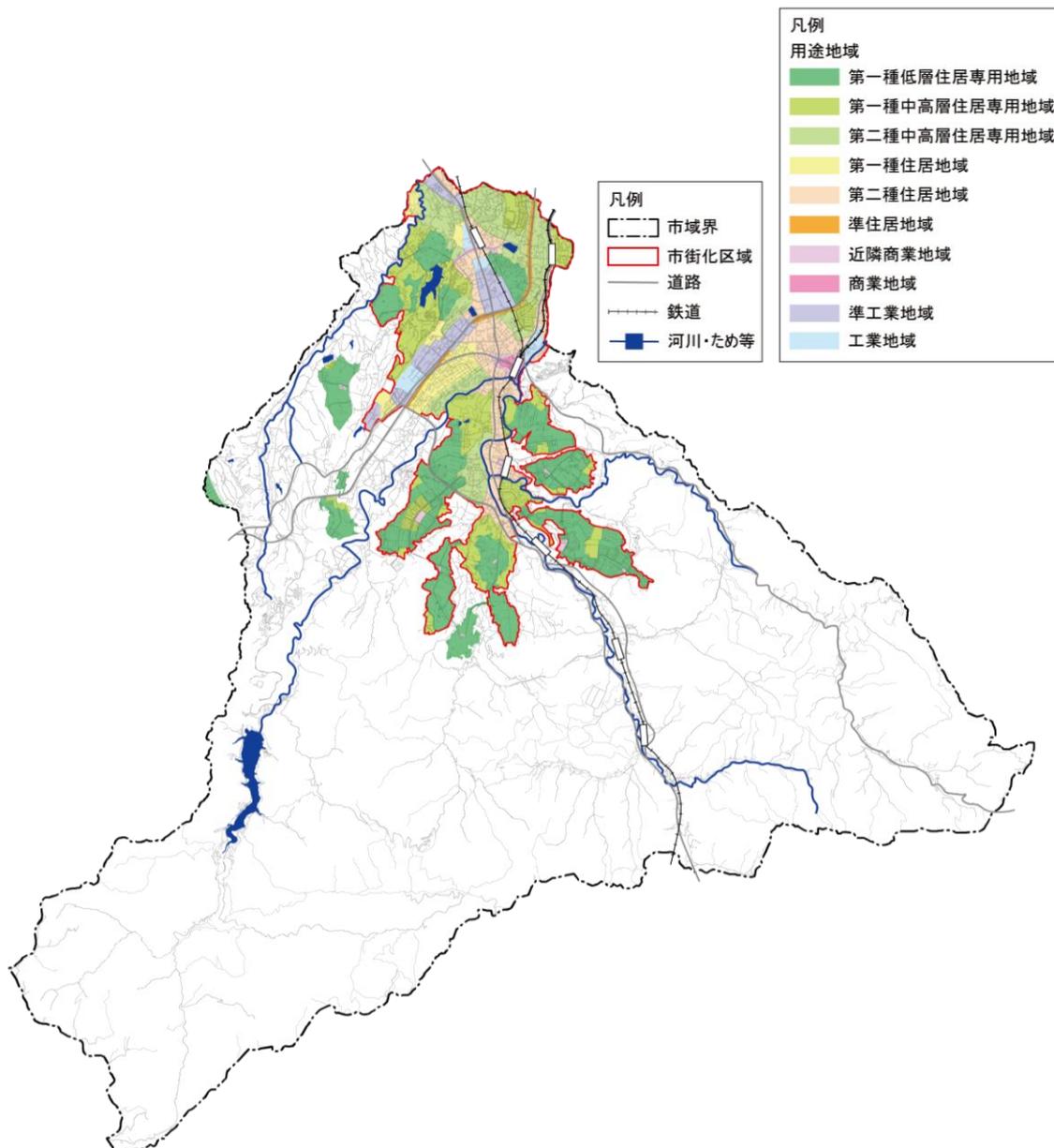
資料：平成 27 年度河内長野市都市計画基礎調査

②用途地域

用途地域としては、本市がベッドタウンであることから、住居系の用途地域を中心に指定されています。

南海河内長野駅周辺には商業地域が広がり、賑わいのある地域となっています。また、国道 170 号線沿いの利便性の高い地域には概ね準工業・工業地域が広がり、沿道には商業施設が、その周辺には工場が分布しています。

用途地域



資料：平成 27 年度河内長野市都市計画基礎調査

2. みどりの現況

(1) みどりの状況

① 施設緑地の整備状況

都市公園の1人当たりの面積は19.55㎡となっており、大阪府内の市としては最も多く、都市公園法施行令に示されている都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準である10㎡を大きく上回っています。

開発団地内の公園は、開発公園が多くを占め、開発時に移管を受けた緑地については、急傾斜地が多くあり、土砂災害警戒区域に指定されているところも含まれています。

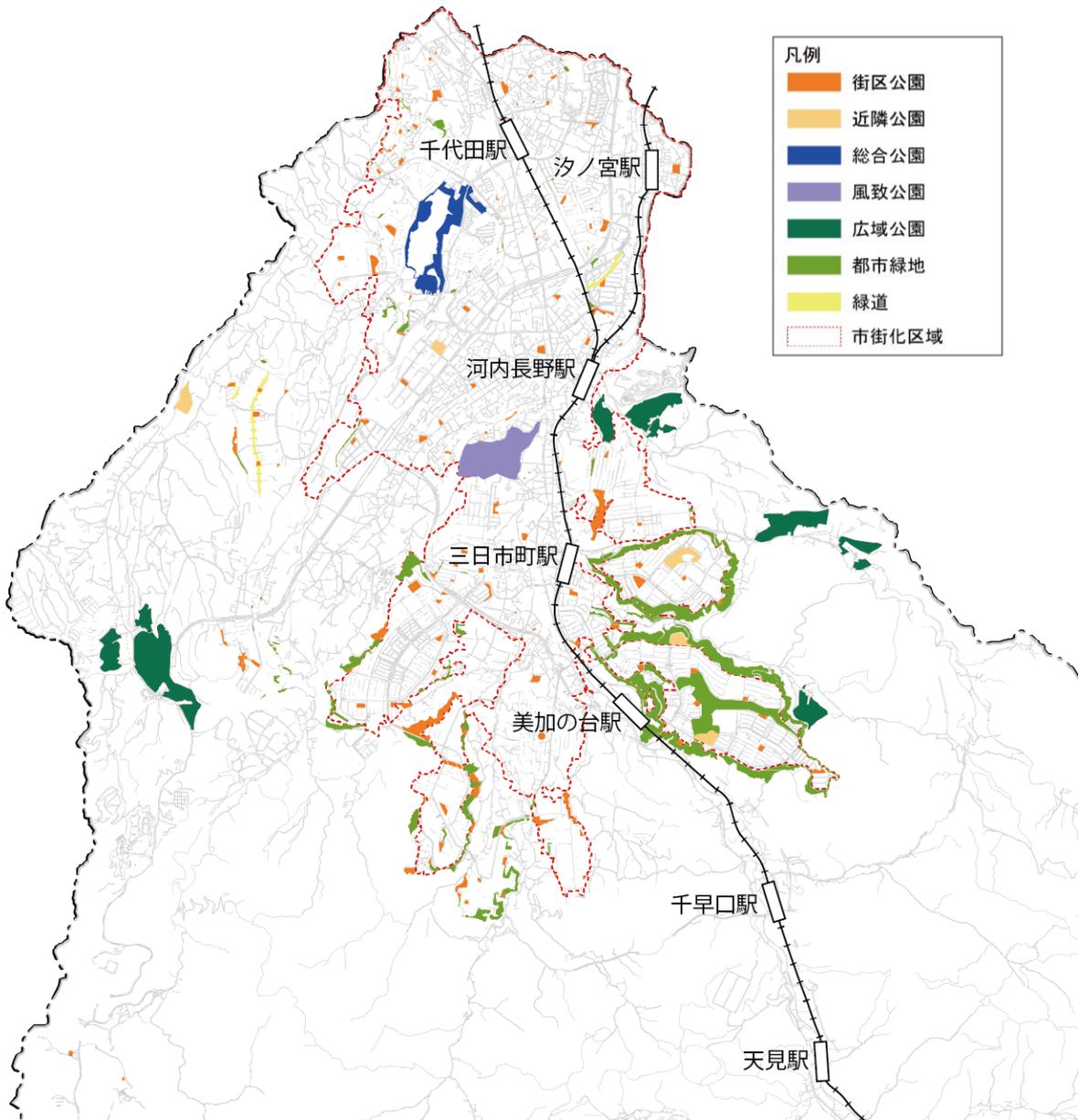
施設緑地面積

種別				現況			
				都市計画区域			
				整備量		㎡/人	
				箇所数	面積 (ha)		
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	159	32.62	3.17	
			都市計画公園	18	5.21	0.51	
			その他の都市公園	141	27.41	2.66	
		近隣公園	5	8.78	0.85		
		都市計画公園	1	1	0.10		
		その他の都市公園	4	7.78	0.76		
		都市基幹公園	総合公園	1	13.54	1.32	
	運動公園	0	0	0.00			
					165	54.94	5.34
	特殊公園	風致公園	1	10.74	1.04		
		動植物公園	0	0	0.00		
		歴史公園	0	0	0.00		
		墓園	0	0	0.00		
		その他	0	0	0.00		
					1	10.74	1.04
	広域公園	都市計画公園	1	46.3	4.50		
		その他の都市公園	0	0	0.00		
				1	46.3	4.50	
緩衝緑地				0	0	0.00	
都市緑地				93	87.98	8.55	
緑道				2	1.21	0.12	
都市林				0	0	0.00	
国営公園				0	0	0.00	
施設緑地合計				262	201.17	19.55	
人口						102,920	

※令和3年3月31日時点

②施設緑地分布図

施設緑地の分布



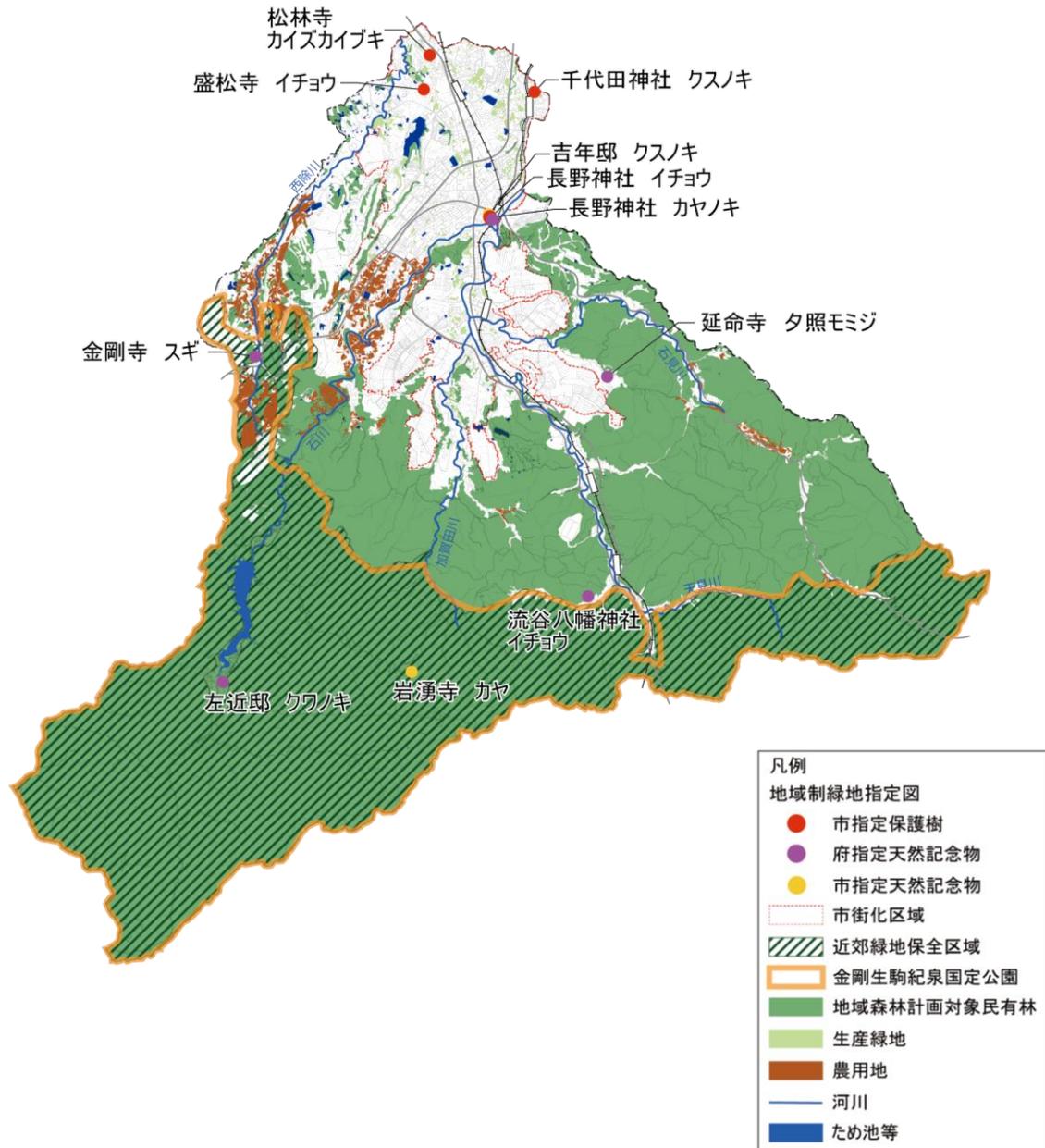
資料：平成 27 年度河内長野市都市計画基礎調査等

③地域制緑地の分布

南部にかけた山林一帯が地域森林計画対象民有林であり、そのうち南西部は近郊緑地保全区域に指定されています。

農用地が市街地に近い西部に指定され、生産緑地が市街地内に点在しています。保護樹は現在4か所指定されており、府、市指定天然記念物に指定されている樹木も含め、いずれも神社や寺院の境内にあります。

地域制緑地指定図



資料：平成27年度河内長野市都市計画基礎調査等

④みどりにかかる活動

本市では、平成19年度からアドプトパーク制度を導入し、令和2年度末で7団体が公園や緑地の整備、清掃などの活動を行っています。

また、「ふれあい花壇」として公園等に花壇を整備する団体の登録を受け付け、38団体が身近な公園などに花壇を整備し、草刈りや水やり、清掃などの活動を行っています。

その他、個人ボランティアとしての登録も受け付けており、草刈りや清掃などの活動が行われています。

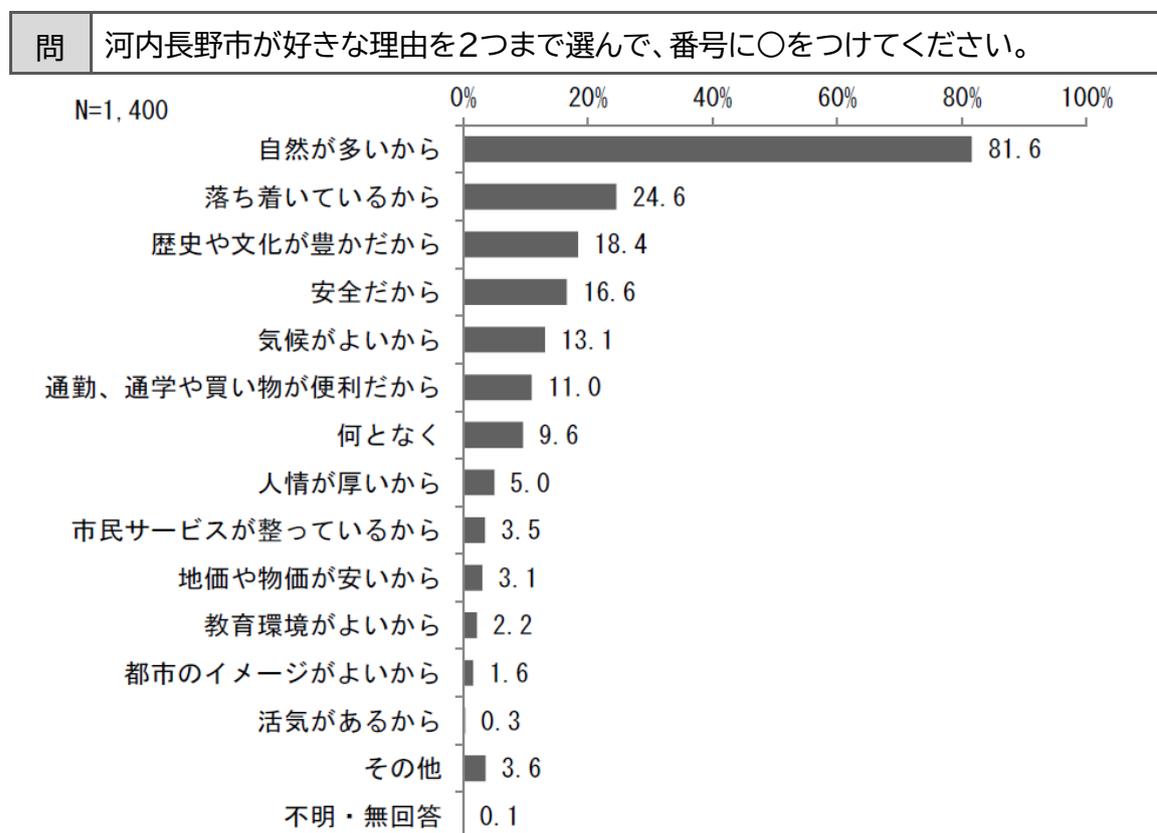
指定管理者である公益財団法人河内長野市公園緑化協会を通じ、花苗の配布や緑化活動についての相談の受け付けなどに対応し、市は、活動に必要な資材や助成金の交付などを行っています。

(2) 市民のみどりに関する意識

①河内長野市が好きな理由

第5次総合計画に向けた市民アンケート（以下「総合計画のアンケート」といいます。）では、回答者の81.6%が本市を好きな理由に「自然が多いから」をあげており、市民は公園や山林などの豊かな自然環境を本市の魅力のひとつとして捉えています。

「河内長野市が好きな理由」アンケート結果

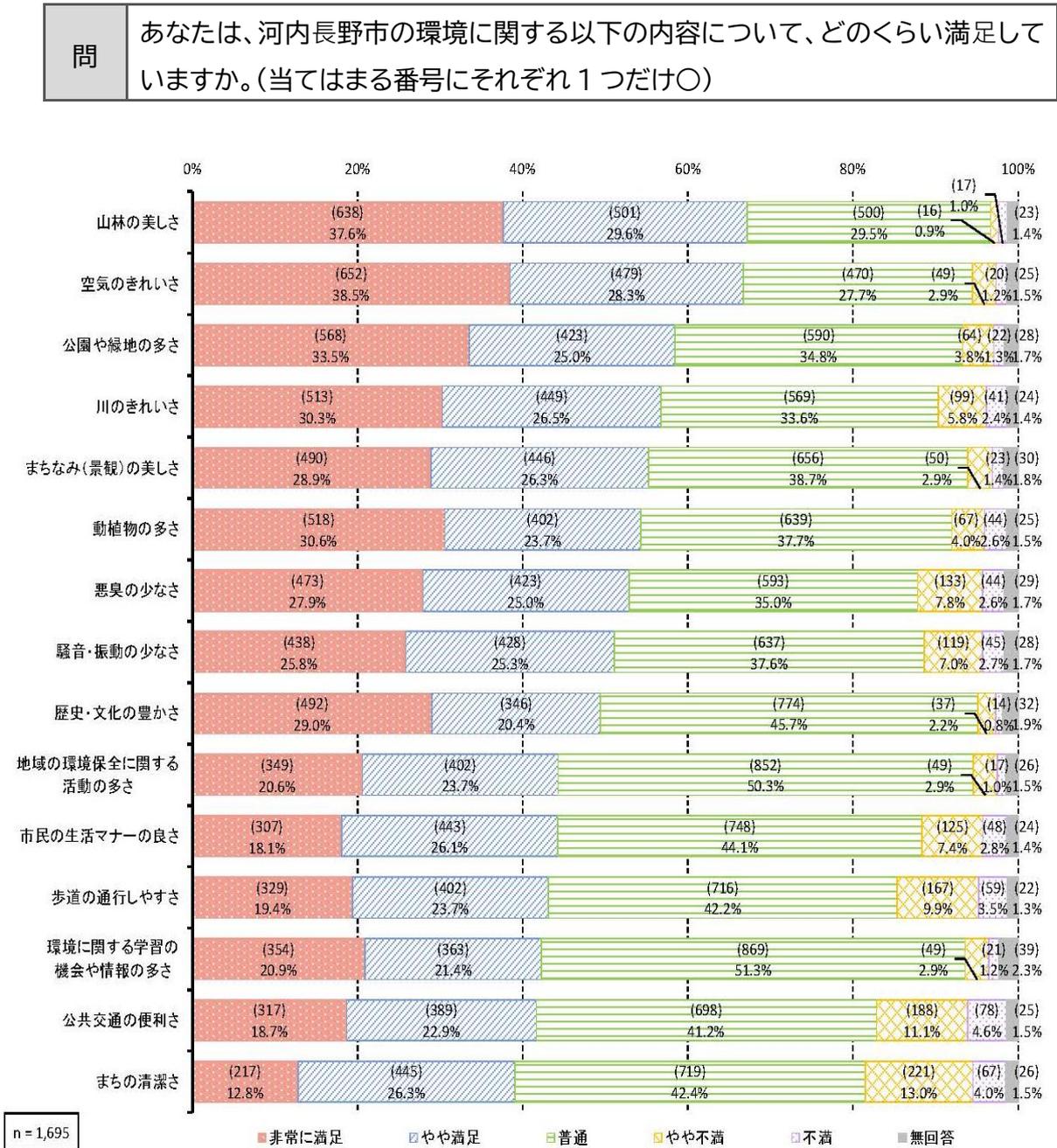


資料：第5次総合計画に向けた市民アンケート
(調査期間：令和元年10月)

②環境に対する満足度

河内長野市第3次環境基本計画におけるアンケート（以下「環境基本計画のアンケート」といいます。）では、環境に対する満足度について、「非常に満足」、「やや満足」と回答した人の割合は「山林の美しさ」が67.2%、「空気のきれいさ」が66.8%、「公園や緑地の多さ」が58.5%であり、本市の自然や公園・緑地の整備に対する満足度は比較的高いと考えられます。

「環境に対する満足度」アンケート結果



資料：河内長野市第3次環境基本計画
(調査期間：令和2年7月～9月)

③公園や緑地などの環境についての市民満足度

「環境基本計画のアンケート」の環境に対する満足度において、「公園や緑地の多さ」について「非常に満足」、「やや満足」と答えた人の割合は50%を超えているにもかかわらず、毎年実施している河内長野市民意識調査において、「公園や緑地などの環境」について、「非常に満足」、「やや満足」と答えた人の割合は、令和2年度（2020年度）までの5年間、30%を下回っています。

調査方法が異なるため単純比較することはできませんが、公園や緑地などの環境について、満足している人は少ないと言えます。

要因としては、多くの公園において公園施設の老朽化が進んでいることや、樹木の高木・大木化による落葉被害や日照障害が生じていること等が考えられます。

「公園や緑地などの環境」について、「非常に満足」、「やや満足」と答えた人の推移

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
19.8%	24.6%	21.8%	28.9%	26.1%

資料：「河内長野市民意識調査結果」から集計



④環境を良くするために力をいれるべきこと

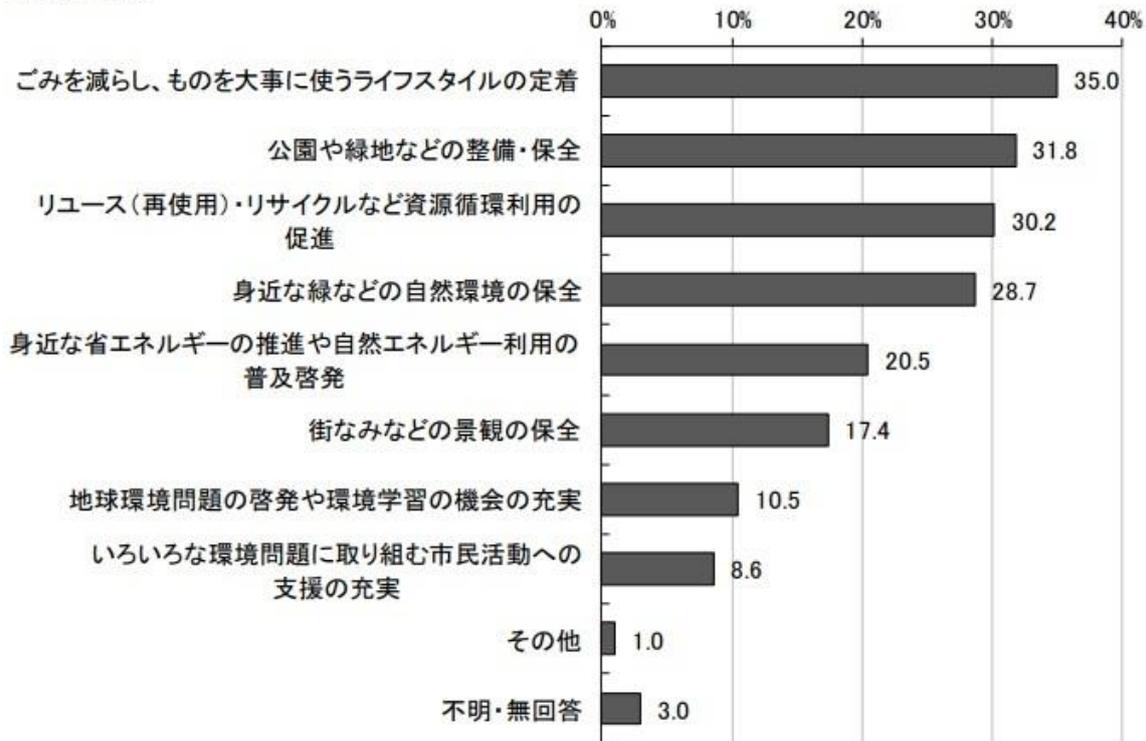
「総合計画のアンケート」の「環境を良くするために力をいれるべきこと」について、35.0%の人が「ごみを減らし、ものを大事に使うライフスタイルの定着」と回答し、最も高い割合となっています。

「公園や緑地などの整備・保全」は31.8%、「身近な緑などの自然環境の保全」は28.7%であり、多くの人が公園・緑地、自然環境の保全が重要であると回答しています。

「環境を良くするために力をいれるべきこと」アンケート結果

問	あなたは、環境を良くするためには、どのようなことに力をいれるべきだと考えますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。
---	--

全体(N=922)



主なその他回答	件数
省エネルギーや自然エネルギー利用の普及補助	1
市民全体への持続可能な社会に関する教育の充実	1
使えるものを欲しい人に無料で引き取ってくれるサービス	1
ポイ捨て禁止条例	1

資料：第5次総合計画に向けた市民アンケート
(調査期間：令和元年10月)

⑤活動への参加

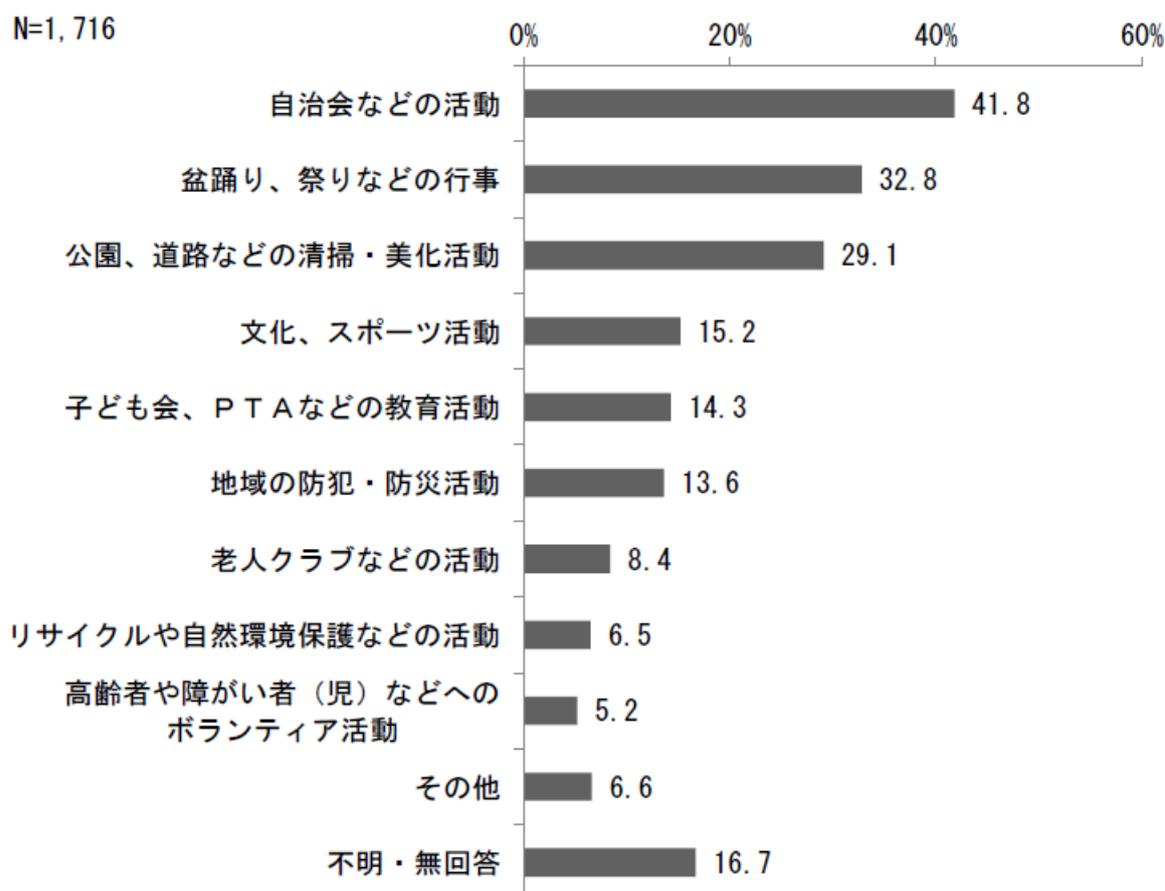
「総合計画のアンケート」の「参加したことがある活動」について、回答者の41.8%が「自治会などの活動」に、32.8%が「盆踊り、祭りなどの行事」に参加したことがあり、地域の催しへの参加は積極的な傾向にあります。

また、市民によるみどりの維持管理に関わる活動である「公園、道路などの清掃・美化活動」は29.1%と、約3割の人が参加しています。

一方、これ以下の各回答は2割以下となっており、みどりや生態系の保護活動に結びつく「リサイクルや自然環境保護などの活動」への参加割合は、6.5%に留まっています。

「参加したことがある活動」アンケート結果

問	あなたが参加したことがある活動はどんなものですか。あてはまる番号すべて選んで○をつけてください。
---	--



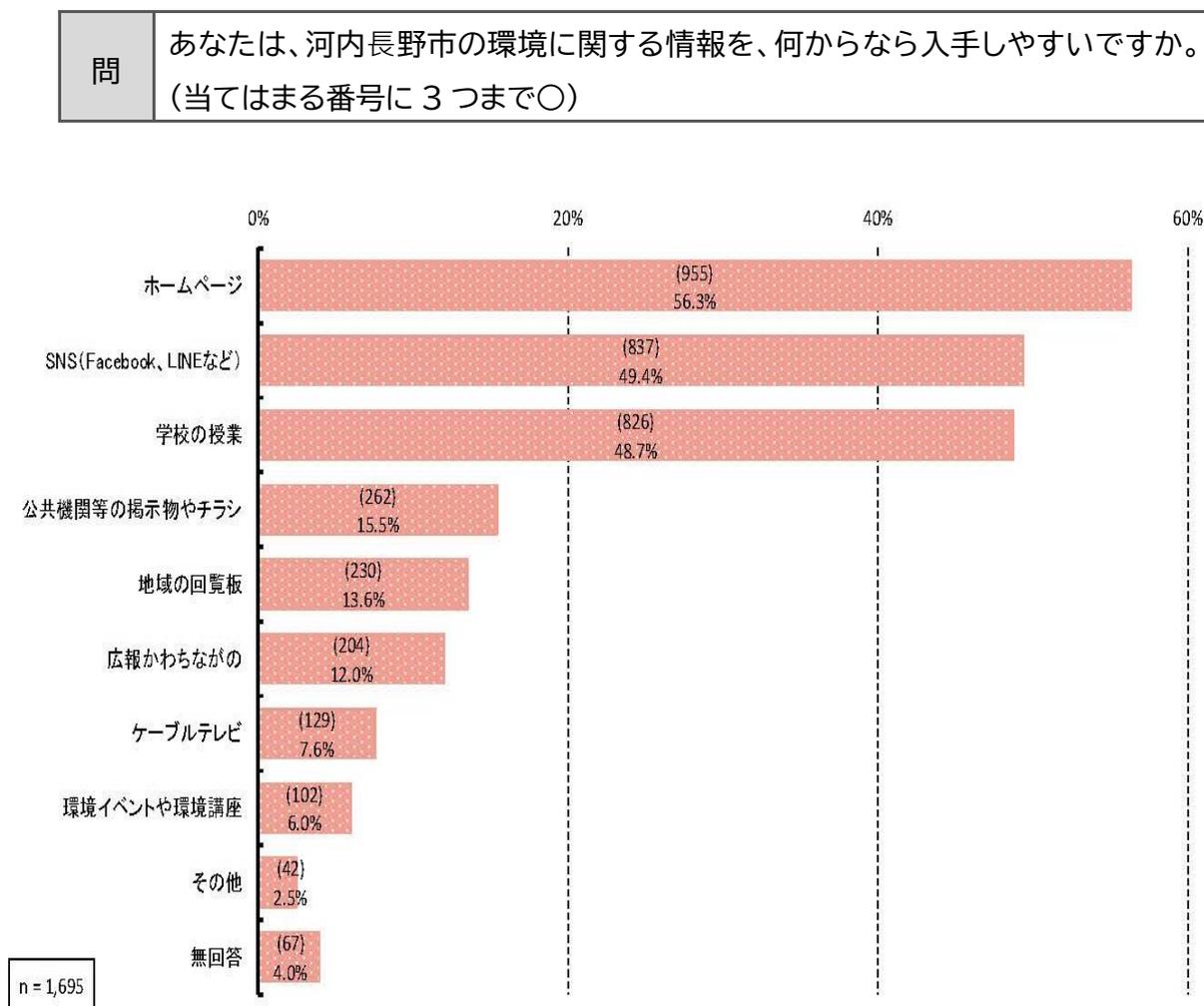
資料：第5次総合計画に向けた市民アンケート
(調査期間：令和元年10月)

⑥環境に関する情報の入手方法

「環境基本計画のアンケート」の「環境に関する情報の入手方法」について、回答者の割合が最も高いのは「ホームページ」で56.3%と、半数以上が占めています。次いで、「SNS (Facebook、LINE など)」が49.4%、「学校の授業」が48.7%となっています。

一方、決まった日時に自発的に参加する必要がある「環境イベントや環境講座」は6.0%と最も回答割合が低く、情報を入手しにくいと感じる傾向にあると考えられます。

「環境に関する情報の入手方法」アンケート結果



資料：河内長野市第3次環境基本計画
(調査期間：令和2年7月～9月)

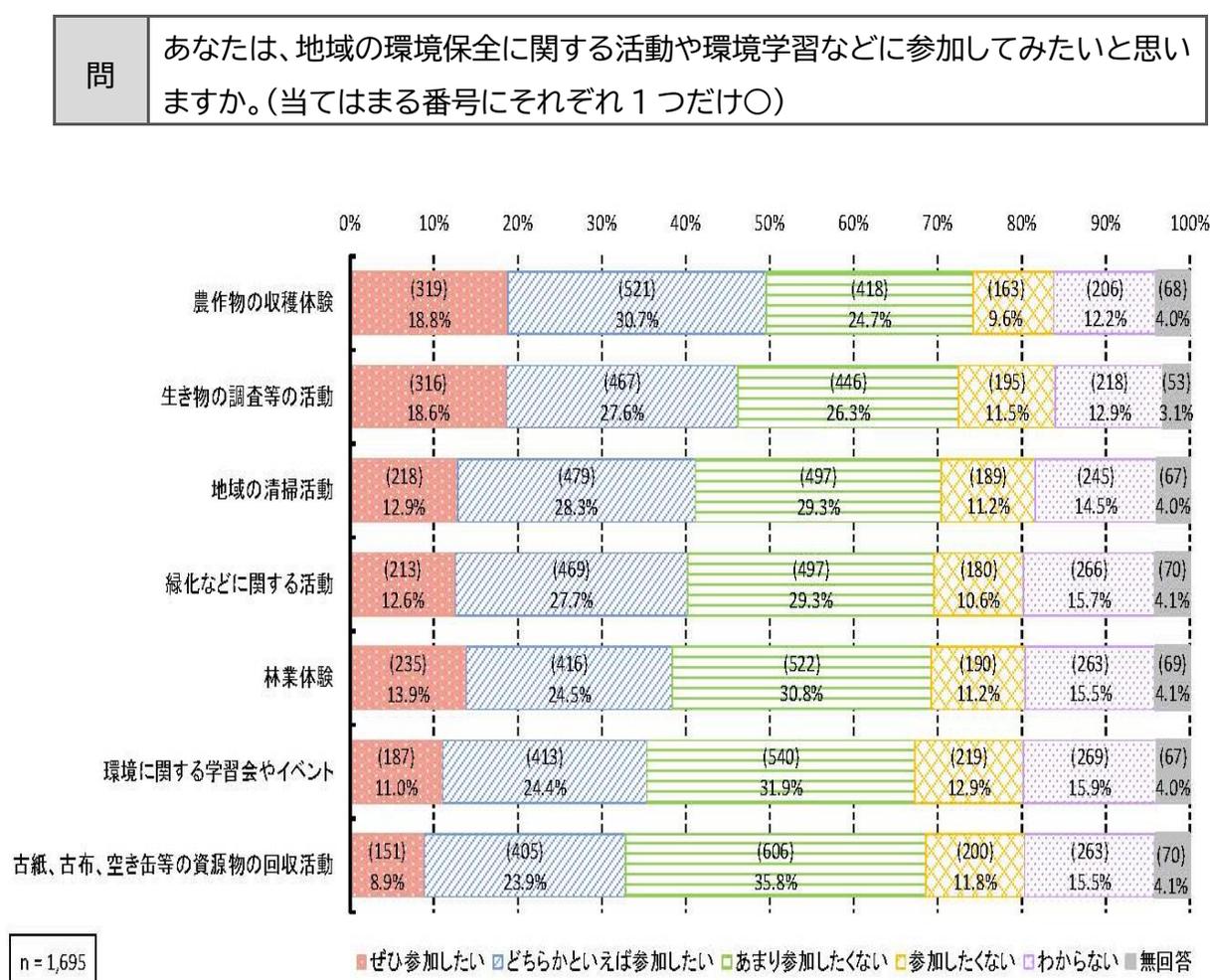
⑦環境保全の活動・環境学習への興味

「環境基本計画のアンケート」の「環境保全の活動・環境学習への興味」について、「農作物の収穫体験」や「生き物の調査等の活動」は、「ぜひ参加したい」と「どちらかといえば参加したい」とを合わせた、参加に興味があるとする回答が約5割ありました。

一方、「古紙、古布、空き缶等の資源物の回収活動」は、「参加したくない」と「あまり参加したくない」とを合わせた、参加に興味がないとする回答が約5割ありました。

その他の活動や環境学習に関しては、参加に興味があるとする回答と参加に興味がないとする回答がそれぞれ約4割と、興味のある・なしがほぼ拮抗しています。

「環境保全の活動・環境学習への興味」アンケート結果

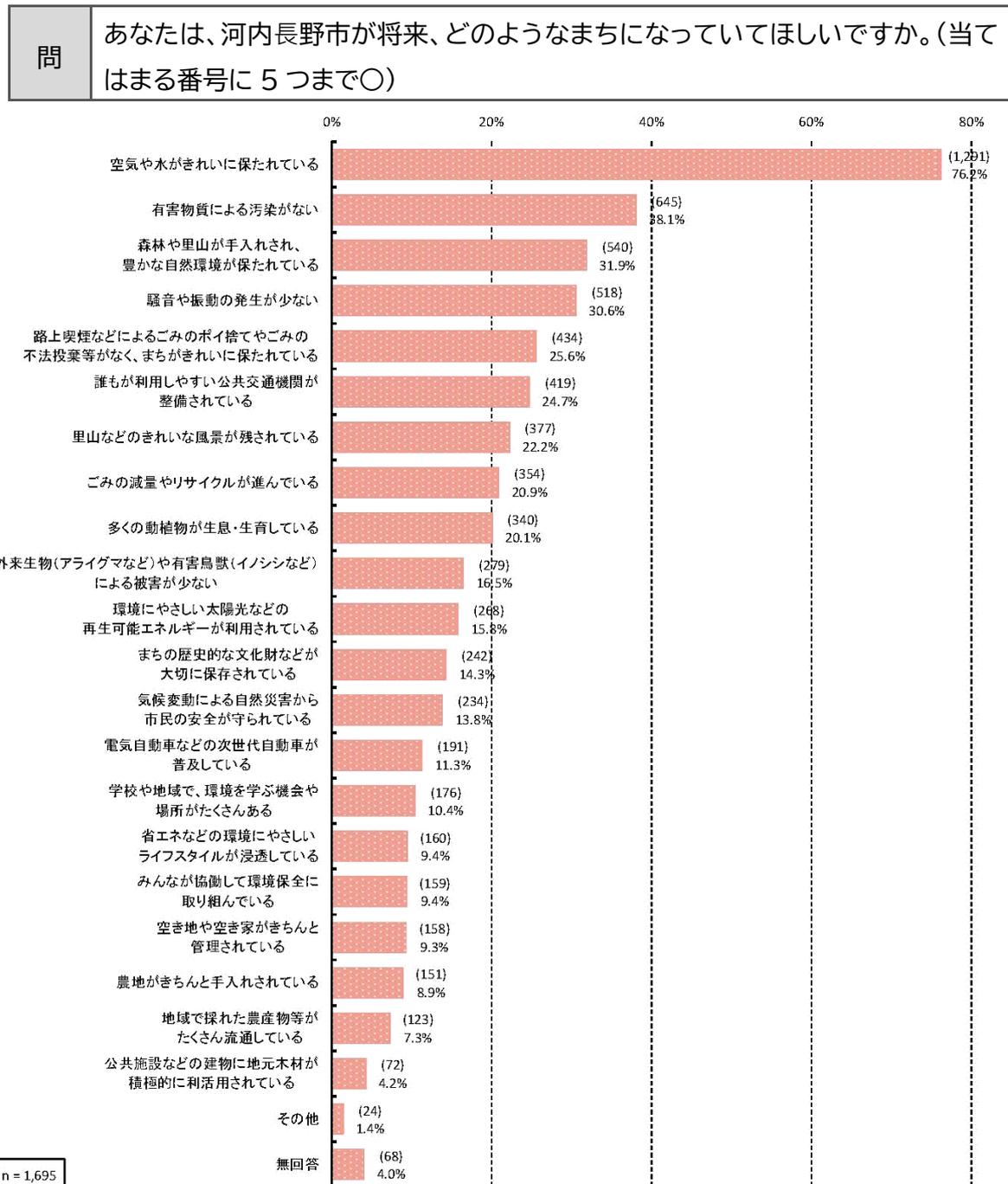


資料：河内長野市第3次環境基本計画
(調査期間：令和2年7月～9月)

⑧期待する将来のまちの姿

「環境基本計画のアンケート」の「期待する将来のまちの姿」について、「空気や水がきれいに保たれている」が76.2%と最も割合が高く、また、「森林や里山が手入れされ、豊かな自然環境が保たれている」が31.9%と3番目に、「里山などのきれいな風景が残されている」が22.2%と7番目に高いなど、みどりを基盤とするきれいな自然環境や風景が保たれている将来のまちの姿を望む回答が上位にあります。

「期待する将来のまちの姿」アンケート結果



資料：河内長野市第3次環境基本計画
(調査期間：令和2年7月～9月)

(3) 上位計画・関連計画等

①河内長野市第5次総合計画（令和3年、河内長野市）

河内長野市の長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となる計画で、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されています。

1. 計画期間

平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）

2. まちづくりの基本理念

人・自然・歴史・文化など、多様な地域資源を最大限に活用しながら、成熟した都市として、人と人とのふれあいを大切にし、市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざします。

3. 将来都市像

「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち河内長野」

4. まちづくりの視点

- 1) みんなで一緒に創るまちづくり
- 2) 安全・安心で元気なまちづくり
- 3) 人・自然・歴史・文化との調和と共生のまちづくり



《基本目標と「みどり」に関連する政策》

基本目標1. 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

施策 No.1 危機管理・防災対策の推進

- ・森林整備による治山対策や河川機能の維持管理のための護岸工事、河川水量を調整するための調整池の機能回復等の治水対策、大阪府と協力した急傾斜地崩壊対策やため池の適正な管理及び保全などに取り組んでいきます。

基本目標3. 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

施策 No.21 自然環境の保全・活用

- ・自然環境保全にかかる市民団体との協働や、近隣市町村との合同事業による、市民向け体験事業を実施するなど、自然環境保全の啓発、自然環境保全活動の推進に取り組み、人と自然との共生により、多様な生物が生息する里山の保全に努めます。
- ・環境学習や啓発活動を推進するとともに、自然環境保全に関する市民意識を高揚させることで、環境保護活動団体の維持・継続に努め、市民・市民団体の自主的な活動を支援していきます。
- ・特定外来生物の捕獲等、農業被害の軽減とともに多様な在来種の保護を推進することにより、生物多様性の保全に取り組めます。

施策 No.24 魅力的な景観の形成

- ・豊かな特徴ある自然景観、歴史景観を「ふるさと河内長野」を感じることが出来る景観として、市民や地域と協働して自然環境保全・活用を促進します。
- ・市民との協働を進めながら、地域の環境美化を図り、良好な生活空間の確保を行うとともに、市民主体の景観に関するルールづくりなどの協働による景観形成を推進します。
- ・価値を地域住民と共有し、保存に対する意識を醸成した上で、歴史的景観の保全を行います。

施策 No.27 公園・緑地の整備

- ・誰もが利用しやすい公園をめざし、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や老朽化対策を進めるとともに、公園のさらなる有効活用を推進します。
- ・公園の安全性や快適さの向上を図るため、計画的な維持管理を行うとともに、アドプト・パーク・プログラムの周知・啓発を行い、協働による公園の維持管理を推進します。
- ・これまで市民が担ってきた公園・緑地の維持管理活動の円滑な世代交代を進めます。

施策 No.32 農林業の振興

- 栽培講習会の実施やブランド化、6次産業化の推進など、農林産物の出荷拡大に取り組み、販売農家の育成及び体験農園などの都市農村交流を促進します。
- 営農支援や鳥獣被害対策、ふるさと農道やほ場整備などの生産基盤の整備を進めることにより、販売農家の育成、担い手の確保などの取り組みを継続して実施します。
- 林業講座の実施や公共施設や住宅での木材利用促進などによる「おおさか河内材」の流通促進、林道などの整備の推進など、林業従事者等の育成・支援に取り組むことで、多様な担い手の育成・確保の実現につなげます。
- 農空間、森林空間の保全に向けた意識啓発を図るとともに、農空間の整備促進及び森林空間の多様な目的での活用促進に取り組みます。

②河内長野市都市計画マスタープラン（平成28年、河内長野市）

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」をいい、都市計画の土地利用、施設整備、開発事業などの基本となるものです。

1. 計画期間

平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）

2. 基本理念

- 1) 魅力（地域資源）を活かした都市づくり
- 2) 安心して暮らせる都市づくり
- 3) 持続発展できる都市づくり

3. 将来都市像

自然・歴史文化が暮らしを彩り、多様な個性ある地域がつながりあう都市

4. 7つの柱

- 1) 自然・2) 資源・3) 産業・4) 防災・5) 交通・6) 拠点・7) 協働

○自然的土地利用と都市的土地利用の方針

自然的土地利用

- ・農業地域：食料などの安定供給、生物多様性の確保、良好な景観の形成、市民のレクリエーション利用の場など多面的な機能を有する貴重な農用地を守ることを基本とします。
- ・森林地域：林業の生産の場、良好な景観の形成、レクリエーションや観光の場、保水などの多様な公益的機能を有する森林を積極的に保全・活用することに努めます。
- ・自然公園区域：金剛生駒紀泉国定公園の一部に指定されている市域南部を、自然公園区域として保全に努めます。

都市的土地利用

- ・郊外開発地：市街化調整区域の市街地における住環境の保全および住民の負担に応じた整備、建替え、住み替えの促進によりまちの健全な更新を目指します。
- ・集落地など：集落の活力の維持・向上、生活環境の向上、里山の多面的な機能とあわせた保全などに努めます。

○都市部分の土地利用の方針

環境軸

- ・グリーンベルト：本市の有する「緑」の印象を特徴づけ、まちの品格を高める要素となっている傾斜地緑地は、グリーンベルトとして保全に努めます。

○地域の实情にあわせた土地利用

環境と調和した土地利用

- ・ **歴史文化を活かしたまちづくり**：旧高野街道、観心寺、金剛寺などの一山寺院、里山集落など、都市拠点周辺や市域に点在する歴史文化遺産を保全・活用します。地域の魅力向上のための地域のルール作りや地区計画の策定を含め検討します。
- ・ **景観を守るまちづくり**：河内長野らしい歴史的まちなみや、市内どこからでも見えるグリーンベルトなどの景観の保全の方法について、景観ルール作りや地区計画の策定も含め検討します。
- ・ **沿道スプロール化の防止**：広域連携軸の特定区間は、無秩序な開発を抑制し、計画的なまちづくりを推進するため沿道型の地区計画の策定を検討します。また、ふるさと農道の沿道は、市全体の農林業の振興に資する施設の立地を目指します。
- ・ **その他**：開発の可能性が上昇した地域では、周辺地域の環境に配慮した産業施設・地域活性化施設の立地の誘導に努めます。ただし、郊外部では、将来にわたり住宅開発は抑制します。

○公園緑地・河川

①広域的観光・レクリエーション施設の保全・整備

- ・ **散策ネットワークの保全・整備**：森林や河川は、体験学習などの観光・レクリエーション利用を進めるとともに、ダイヤモンドトレールやテクルートなど歩行者を中心としたルートの保全及び魅力紹介を図ります。
- ・ **歴史性の高い施設拠点の整備**：府営長野公園は、市外からの来訪者を迎える観光スポットとして保全、整備を支援します。
- ・ **風致公園の整備**：国指定史跡烏帽子形城跡は、自然の風景などの趣きや味わいを感じることができる風致公園とし、学びの場、愛着を育む場として、さらに市外に魅力発信できる地域資源として整備・保全を進めます。
- ・ **総合公園の整備**：市民の幅広い利用を想定し、親水性を活かし、散策やイベント、スポーツが楽しめる寺ヶ池公園の整備・保全を進めます。

②市街地内緑地の保全、身近な憩いの場の整備・維持

- ・ **市街地内の緑地の保全**：市街地内に残る河岸段丘の帯状の林などの緑地や開発団地周辺の斜面緑地、施設周辺に付随する緑地などは、親しみやすい身近な緑地として保全・整備を推進します。

- **身近な憩いの場の整備・維持管理**：街区公園・近隣公園などの整備・維持管理を進めます。空家・空地の増加に伴い、身近なスペースが確保できる場合などは、公園以外にもポケットパークやニコニコ広場などとして整備を図ります。また、身近に使い慣れた公園・広場を災害時でも利用しやすい防災空間として整備します。
- **既存公園のリフレッシュ**：子どもや高齢者の利用に配慮し、街区公園・広場などは計画的に再整備を図ります。再整備にあたっては、利用者の意見を集約し、多様な利用や地域による維持管理など創意工夫をもって、公園の多様化・個性化に取り組みます。
- **緑のネットワークの形成**：幹線道路では、歩道とともに街路樹、植栽帯を整備し、都市の風格を高め、都市景観の形成に寄与する緑化を推進します。旧街道や小路などでは生垣やプランター植栽などを誘導したり、空地や広い軒先に地域で花壇やベンチを配置するなどして、歩いて楽しい緑のネットワークの形成を図ります。
- **開発による新たな緑の創出**：住宅地や工場など新たな開発は、緑地を積極的に配置するよう「ゆとり開発事業認定」などを活用し、新たな緑の創出を誘導します。
- **生産緑地地区の保全と活用**：市街化区域内の緑地として、生産緑地地区の保全と活用を図ります。

④市民参加の促進

- **公共施設、公共空間などの緑化活動支援**：ふれあい花壇制度などを活用し、市民による緑化活動などを支援します。
- **地域が主体となる公園の管理**：アドプト・パークなどを活用し、地域による定期的な美化活動などを支援していきます。また、市民が公園管理に携われるような施設運営を推進していきます。
- **緑化啓発**：都市公園などの管理運営体制を充実するなかで、緑化啓発パンフレットの作成、緑化教室の開催など市民の緑化への関心を高めます。また、指定管理者による公園管理においても、緑化啓発する施設運営を推進します。
- **ため池・農地・里山や空地の活用**：ため池や農地・里山・今後増加する空地などは、市民農園や生涯学習・環境教育の場、子育ての場として活用します。

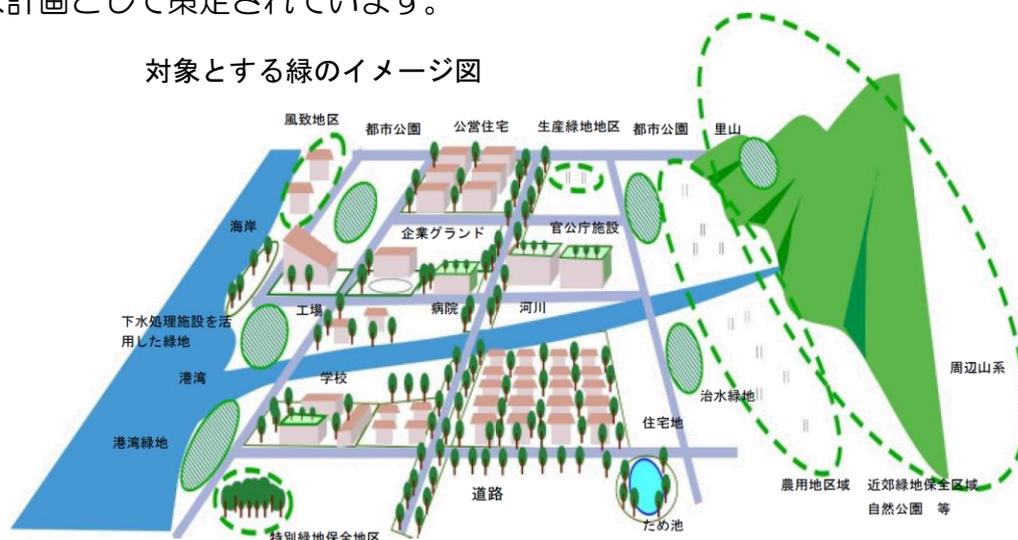
⑤河川の多様な機能の活用

- **森林・保安林の保全**：生活環境の保全などに必要な森林・保安林の整備の促進及び適正な管理・育成を図ります。
- **民間への治水対策の誘導**：大規模な開発団地や産業用地の開発などにあたっては、雨水排水による洪水被害がないよう、調整池の配置など十分な治水対策の誘導を推進します。
- **河川改良・改修事業の促進**：災害の危険が高い区間を考慮し、計画的に準用河川、普通河川の改良・改修事業を推進します。
- **生態系に配慮した水辺環境の整備**：生態系に配慮し、生物保全空間として水辺環境の保全に配慮した整備を推進します。
- **地域の個性・魅力を創出する水辺利用**：河川軸石川などは、親水性が高く多様な表情をもつ護岸の整備をすることなどにより、多くの人々が水に触れ、水を感じることができる水辺空間の整備を促進します。特に、都市拠点（国道310号～旧高野街道）、地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）、滝畑ダムなどでは、地域活性化のために、川床などの占用事業の展開を検討します。



③大阪府みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月、大阪府）

「将来ビジョン・大阪」の「みどりの風を感じる大都市オンリー1」の実現プランであり、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全等に関する施策の推進方向を体系的に示すとともに、大阪府の多様性のある豊かな緑の創出に関する基本的な計画として策定されています。



1. 計画期間

21 世紀の第 1 四半世紀（令和 7 年（2025 年））まで

2. 緑地の計画目標

「緑地」の府域面積に対する割合を約 4 割以上確保

3. 緑化の目標

（市街化区域）緑被率 20%（現況（平成 14 年の 14%）の 1.5 倍）

4. 指標

府民一人ひとりにみどりを増やしたいという思いが生まれ実践するようになることが、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現につながると考え、以下の指標を検証

- 1) 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす《約 5 割→約 8 割》
- 2) 最近みどりに触れた（緑化に取り組んだ、自然に親しんだ等）府民の割合を増やす《約 4 割→約 8 割》

5. 実現戦略

基本戦略 1. みどり豊かな自然環境の保全・再生

目標) 周辺山系や農空間大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現します。

- 基本戦略2. みどりの風を感じるネットワークの形成
- 基本戦略3. 街の中に多様なみどりを創出
- 基本戦略4. みどりの行動の促進

《地域別緑の将来像（南河内地域）》

海と山をつなぐみどりの風の軸の形成	骨格となるみどり	<p>周辺山系・丘陵地のみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金剛生駒紀泉国定公園、府民の森、近郊緑地保全区域及び農用地区域及び近つ飛鳥風土記の丘を中心とした金剛生駒山系の保全、整備 ・生駒山系グリーンベルトの保全、整備 ・自然環境保全地域の緑地、丘陵部の樹林地の保全、整備 ・金剛生駒山系の山麓から丘陵部にかけての市街地からの景観に十分配慮した緑地の保全、整備 <p>主要道路（大阪中央環状線）を主軸としたみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪中央環状線の街路樹の育成と充実 <p>主要河川（大和川、石川）を主軸としたみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和川の環境整備 ・石川河川公園の保全、整備 <p>大規模公園緑地を拠点としたみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金剛山麓及び南河内丘陵部における構想段階の府営公園の整備 ・長野公園、錦織公園の保全、整備
	骨格に準ずるみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・寺ヶ池公園等の都市基幹公園、住区基幹公園の保全、整備 ・大規模古墳等の緑地等の保全、整備 ・竹内街道、東高野街道など旧街道周辺環境の保全、整備 ・泉大津美原線、大阪河内長野線等の街路樹の育成と充実 ・大井水みらいセンター等の下水処理場の緑化
	きめ細やかなみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市環境に資する生産緑地地区の保全、市民農園や市民緑地等の整備 ・農地や狭山池などのため池、水路等が一体となったみどり豊かな農空間の形成 ・羽曳野丘陵や歴史的なまちなみが残る寺内町の住宅地等における良好で開放性の高い民有地緑化の促進 ・南河内水路網やため池群の環境整備 ・学校等の公共施設の緑化

みどりの将来像図（南河内地域）



3. みどりを取り巻く課題

(1) みどりの保全

①山地・里山環境

大阪府の広域緑地計画である「みどりの大阪推進計画」において、市域の南部に位置する金剛生駒山系は大阪のみどりの核のひとつとされており、また南河内地域の骨格となるみどりとして位置づけられています。これら山地のみどりは、市のみならず地域や府といった広域的な範囲における重要な骨格的緑地・山地として、保全に努める必要があります。

また、市街地の里山環境は、生物多様性を確保するための貴重な自然環境となっており、本市の重要な地域資源として保全に努める必要があります。

②河川・水路

本市には、一級河川である石川とその支流である石見川、天見川、加賀田川が、市西部には一級河川である西除川とその支流である下里川が、金剛山、岩湧山、天野山からそれぞれ市街地の方向に北流し、また、これらの河川やため池を水源とする水路も農地等を中心に流れています。河川・水路の周辺には河畔林等の緑地を伴う区間も多く、水面と合わせて生き物の生息・移動空間ともなる山地から市街地へのみどりのネットワークを形成しています。

③ため池

ため池は、年間の降雨量が少ない瀬戸内式気候である本市の特徴的な水利施設であり、寺ヶ池をはじめ、市域の北西部を中心に分布しています。ため池は農業用水の安定的な供給に加えて、生態系を保全する飛び石ビオトープとしての機能など多様な役割を果たすため、環境保全における重要なみどりのひとつであり、また、雨水の流出抑制機能も含め、保全に努める必要があります。

④農地

市街化区域内では、生産緑地等の農地が分布しており、これらの農地は市街地における生態系の保全、ヒートアイランド現象の緩和やオープンスペースとしての雨水流出抑制など多面的機能を有しています。一方で、農業の担い手の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加してきており、農地の多面的機能保全の観点から、今後も縮小すると予想される農地の保全・確保に努める必要があります。

⑤社寺境内等のみどり

社寺境内の樹木は、建物と一体的に地域の歴史文化を象徴するみどりで、その一部は、天然記念物や市指定の保護樹に指定されています。これら社寺境内のみどりは、市街地内のまとまったみどりとして継承していく必要があります。

また、古民家や歴史ある施設等も指定文化財や登録文化財となっています。これらの歴史ある施設周辺に植樹されているみどりは、みどりのランドマークとして保全・継承していく必要があります。

⑥街路樹

街路樹等の道路植栽は、緑陰の形成や排気ガス・騒音の緩和等の役割を担い、都市生活にうるおいを与えます。また、大規模火災などの災害時は、延焼防止帯となります。

これらのみどりは、市街地における生態系ネットワークの形成にも寄与しており、市街地の他の緑地とあわせて、緑化の充実と連続化を図る必要があります。本市の市街地は特に街路樹が多く整備されており、これら既存の街路樹を維持・管理し、守っていく必要があります。

⑦都市公園

本市の都市公園は、開設から約40年以上経過する公園が約4割を占めています。

厳しい財政状況の中、老朽化した公園施設の維持補修や更新、大木・高木化が進んでいる緑地の管理等、安全かつ快適な都市公園の環境を維持管理していく必要があります。

⑧未整備・未開設の都市計画公園

令和2年度（2020年度）末現在、都市公園として整備することとして計画決定を行った区域（都市計画公園）の65.5haのうち、35.21haは公園整備のための事業に着手していません。

事業未着手の都市計画公園は、都市計画決定されてから30年以上経過しており、その間に少子高齢化や人口減少、まちづくりの方針等、本市を取りまく環境は大きく変化しています。このような状況のなか、事業未着手の都市計画公園についての再評価を行う必要があります。

⑨カシノナガキクイムシやクビアカツヤカミキリによる被害

本市では近年、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、コナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が発生しています。また、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる桜やモモ等の被害について、普及啓発や駆除対策を進めていく必要があります。

(2) みどりの活性化・活用

①都市公園

本市における市民 1 人当たりの都市公園面積は令和3年(2021年)3月末時点で19.55㎡となっており、大阪府下の市で1番広い面積を誇っています。

「環境基本計画のアンケート」の結果によれば、「公園や緑地の多さ」について「非常に満足」、「やや満足」と答えた方の割合は58.5%であるのに対し、令和2年度(2020年度)の市民意識調査結果を見ると、「公園や緑地などの環境」について「非常に満足」、「やや満足」と答えた方の割合は26.1%にとどまっています。

今後、本市の都市公園に関する施策は、量的整備から質的転換に切り替え、市民ニーズを踏まえた都市公園の整備など、効率的な事業展開に向けて見直していくことが必要です。

②森林・屋外活動施設

滝畑ふるさと文化財の森センターや、四季彩館、自然休養村滝畑湖畔観光・光滝寺キャンプ場など、山間部には屋外活動施設が立地しており、本市の豊かな自然に遊び、学ぶ体験が可能な環境が整備されています。一方で、「環境基本計画のアンケート」の結果を見ると、林業体験などの環境学習への関心はやや低い傾向が見られることから、上記施設を活用し市民の林業や環境への関心を高め、将来のみどりを育てる人づくりに取り組む必要があります。

③みどりとのふれあい、まちの活性化

本市には、花の文化園や道の駅「奥河内くろまるの郷」、関西サイクルスポーツセンターなど、自然と触れ合い楽しむ施設が充実しており、手軽にみどりを感じることができます。本市ににぎわいを生み出す交流人口を増やすためには、これらの施設の魅力発信を図ることが必要です。

(3) みどりの適正な管理・保全

①山地

山地のみどりは、山地の土砂災害等の防止や水源涵養等の役割を果たしており、防災、減災に寄与しています。これらの機能の維持と増進を図るためには、山林の適正な管理・施業の実施により保全整備を図る必要があります。

本市は将来的に人口の過半数が65歳以上となる推計もあることから、山林の維持管理の担い手不足が懸念されます。

また、市域南部には広大な山地があり、市街地に迫った段丘崖や丘陵地も多いことから、山地、市街地ともに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が多数あり、大阪府内の警戒区域の約20%を占めます。指定されている箇所のうち、特に住宅が分布している箇所については土砂災害への対策と警戒が必要となり、みどりの観点から、植樹や間伐等の適切な管理が求められます。



烏帽子形山



(4) まちの緑化推進

①宅地や施設内のみどり

住宅地や商業施設、工場等の宅地内のみどりは、街路樹と同様に、緑陰の形成や排気ガス・騒音の緩和等の役割を担うなど、都市生活にうるおいを与えており、また生態系ネットワークの形成や低炭素まちづくりへも寄与しています。これらの観点により、みどりの不足を補うための公共施設や民有地の緑化啓発を行うとともに、市民や企業が行う緑化推進への支援が求められます。

第3章 みどりの将来像と基本方針

1. みどりの将来像

「河内長野市第5次総合計画」では、めざすべき将来都市像を「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち河内長野」と定めています。

また、「河内長野市都市計画マスタープラン」においては、都市の将来像を「自然・歴史文化が暮らしを彩り、多様な個性ある地域がつながりあう都市」と設定しています。

本計画では、「河内長野市第5次総合計画」及び「河内長野市都市計画マスタープラン」における将来像を踏まえるとともに、本市が誇る豊富なみどりを、さまざまな人々の手によって守り、活かしていくことを目指して、本市におけるみどりの将来像を以下のとおり設定します。

人と自然がつながり、互いに支え合うまち 河内長野

本市は市域の約7割が山林となっており、金剛山や岩湧山などの山並みの豊かなみどりに恵まれたまちです。これら山並みのみどりに加え、石川、加賀田川、天見川、石見川、西除川、下里川や滝畑ダム、ため池などの水辺のみどり、市街地周辺を取り囲む傾斜地にあるみどり（グリーンベルト）、農地のみどり、社寺境内等の歴史的要素を持ったみどり、都市公園や街路樹など、本市を特徴づける多様で良質なみどりが市民の生活にうるおいを与え、まち全体の魅力を高めています。

近年は、激甚・頻発化する豪雨災害や、地球温暖化、開発等による生態系の破壊など、環境問題を背景とし、安心して豊かな暮らしの確保の観点により、みどりがもつ多様な機能や人と自然のあり方などが注目されつつあります。

一方で、少子高齢化や人口減少等、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。財政的制約がある中、行政だけではみどりを取り巻く課題全てを解決することはできません。

行政と市民・市民団体、民間事業者等が相互に連携しながらみどりを保全し、また、みどりを守る人づくりを進めることにより、市民等が一丸となってまちの魅力を次世代へと継承していくことに取り組みます。そして、人と自然が、また人と人とが支え合いながら豊かに暮らしていけるまちづくりを目指していきます。

2. みどりの基本方針

(1) みどりの保全

人口減少・少子高齢化が進む中であっても、将来にわたってみどりを保全していける仕組みづくりに取り組みます。

(2) みどりの活用

本市の豊かな自然や、自然と触れ合える施設を活用し、体験学習、レクリエーション、観光、地域交流等の場としての利用を促進し、みどりへの関心を高めるとともに、本市ににぎわいを生み出す交流人口を増やす地域資源として活用を促進します。

(3) 都市公園の魅力向上

老朽化が進んでいる施設の計画的な更新や民間資金などを活用した様々な管理手法の導入を検討し、都市公園の魅力向上を図ります。

また、長期事業未着手・未開設の都市計画公園について見直しを行うことにより、みどりの現況、市民ニーズに応じた都市公園の充実を図ります。

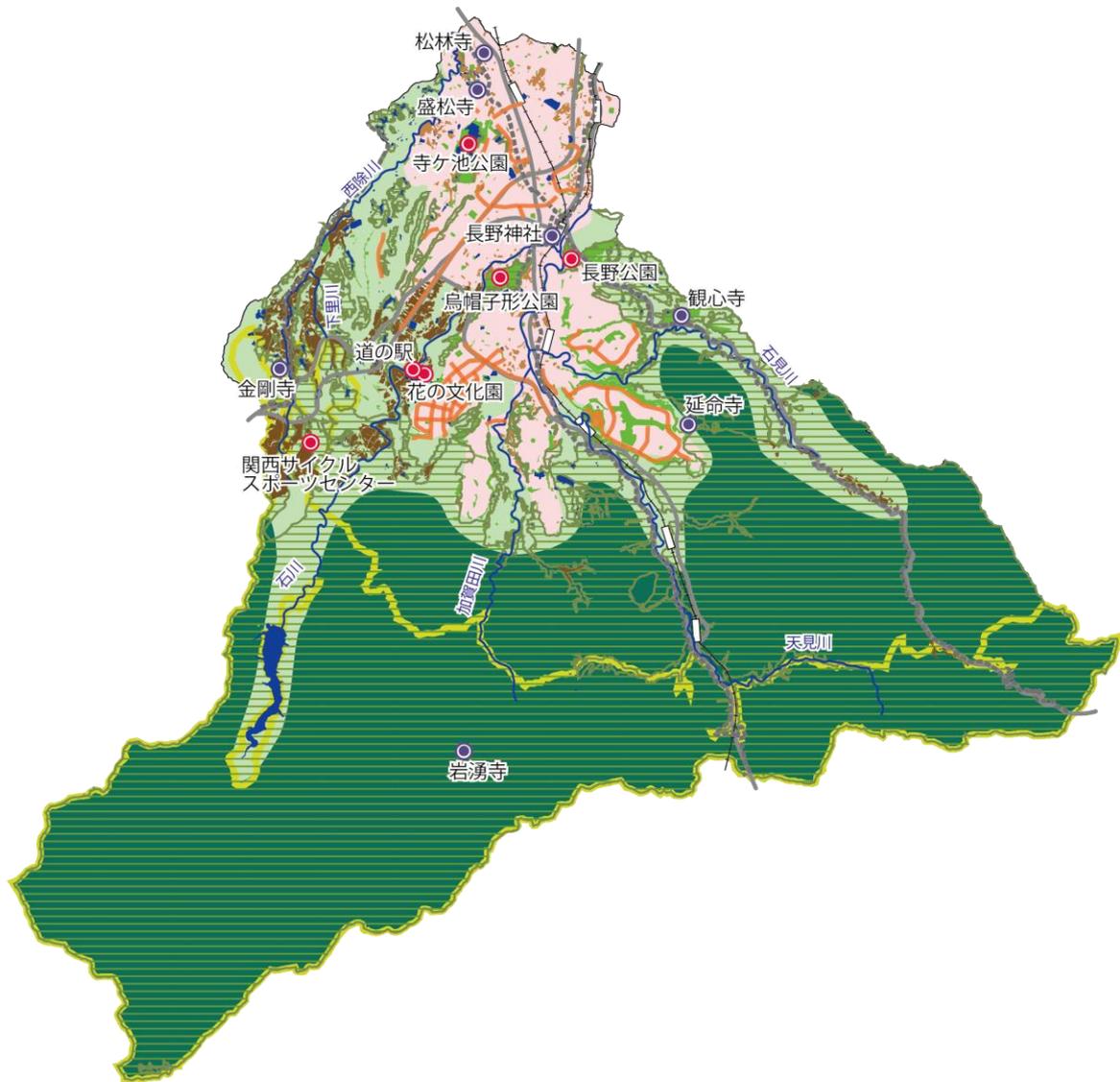
(4) 生命（いのち）を守るみどりのまちづくり

自然災害の脅威から市民を守り、また、豊かな生態系を育む森林環境を保全し、安心・安全で豊かに暮らせるよう、持続可能なみどりの管理を行います。

(5) 市民参加によるみどりのまちづくりの推進

みどりがまちの魅力を高め、市民生活をより充実させることについて普及・啓発に取り組み、市民、事業者、市民団体、ボランティア団体等、多様な主体によるみどりの保全活動、みどりのまちづくりを推進していきます。

○みどりの将来像図



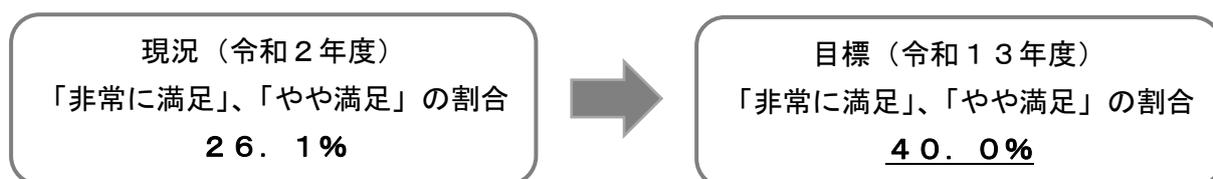
凡例			
●	レクリエーション拠点	—	河川軸
◎	みどりの歴史拠点	■	ため池等
—	街路樹	++++	鉄道
■	施設緑地	—	道路
■	生産緑地		
■	農用地		
■	近郊緑地保全区域 / 金剛生駒紀泉国定公園		
■	地域森林計画対象民有林		
			河内長野市第5次総合計画 「都市空間概念図」におけるエリア設定
		■	「まち」のエリア
		■	「里」のエリア
		■	「森」のエリア

3. 計画目標の設定

本計画の成果を評価するため、以下のとおりみどりの数値目標を設定します。目標年度は、本計画の計画期間最終年度の令和13年度（2031年度）とします。

（1）「公園や緑地などの環境」に関する市民満足度

令和2年度（2020年度）の市民意識調査結果を見ると、公園や緑地などの環境について「非常に満足」、「やや満足」と答えた方の割合は26.1%でした。この割合を40.0%まで引き上げることがを目標とします。



（2）緑化推進活動団体数

令和2年度（2020年度）末時点におけるアドプト・パーク・プログラム参加団体及びふれあい花壇認定団体の合計数は45団体でした。これらの団体数を50団体まで増やすことを目標とします。



第4章 みどりの将来像実現に向けた取り組み

1. みどりを守り、育てる

(1) 山林・里山等のみどりの保全

市域の約7割を占める山林やグリーンベルト、烏帽子形公園に代表される市街地内に浮かぶ里山は、良好な景観の形成、生物多様性の確保、レクリエーションや観光の場、保水など多様な公益的機能を有しており、積極的な保全に取り組みます。

①各種制度に基づく規制

都市計画制度の市街化調整区域や近郊緑地保全区域、自然公園区域等の地域制緑地の維持により無秩序な開発を防ぎます。

②森林経営管理制度の実施

森林環境譲与税を活用し、林業や森林管理の担い手の確保に取り組み、森林の荒廃を防ぎます。

③みどりを守る人づくり

森林や林業に関する授業を市内各小学校において実施し、持続可能な社会に活躍できる人材の育成に取り組みます。

また、滝畑ふるさと文化財の森センターや、四季彩館、自然休養村滝畑湖畔観光・光滝寺キャンプ場などの屋外活動施設の利活用を促進し、本市の豊かな自然に遊び、学ぶ体験を通じて市民の林業や環境への関心を高め、将来のみどりを育てる人づくりに取り組みます。

④多様な主体との協働による保全

持続的な森林管理・経営に向け、森林ボランティア活動補助金の活用によるボランティア講座・イベント等の開催や広報活動により、森林・里山保全活動に携わる人づくりを推進します。

また、大阪府のアドプトフォレスト制度を活用した事業者と森林所有者のマッチングなどにより、市民やボランティア団体だけでなく、民間企業などの様々な主体と協働で行う森林づくりを促進します。

(2) 生物多様性の確保

山林・里山や市街地における貴重な自然環境である農地、ため池、河川のみどりを維持・保全することにより、動植物が生息・生育する空間を守り、生態系の多様性の維持・回復を図ります。

また、公園や各種公共施設の植栽については、周辺のみどりの環境との連続性に配慮する等、生物多様性の保全の視点を取り入れ、生態系の保全、回復に努めます。

(3) 農地の保全

雨水の一時貯留機能を保持し、また市街地における貴重な生態系ネットワークを確保するため、特定生産緑地の指定や農用地区域の指定などにより農地の保全を図ります。また、営農基盤の整備支援や農地の貸借などによる遊休農地の活用により、農業振興を視野に入れた農地の保全活用方策を検討します。

① 農業基盤の保全

営農基盤の整備支援や農地の貸借などによる遊休農地の活用により、農業者をはじめ企業や非農業者による利用を促進するなど、優良農地の確保、遊休農地の再生・活用を進めます。

② 農林産物による産業の活性化

みどりの産業である農林業については、企業や研究機関等に協力を促しながら、農林産物の出荷拡大やブランド化、6次産業化、地産地消の推進などに取り組むとともに、販売農家の育成及び体験農園などの都市農村交流を促進します。

(4) 社寺境内等のみどりの保全

社寺境内等の豊かなみどりや古民家等の指定文化財に登録されている施設周辺のみどりは、本市の歴史と文化を表す地域のシンボルとして保護・保全に努めます。

また、保護樹については河内長野市きれいなまちづくり条例に基づき、その保護に必要となる措置を行います。

(5) 「ナラ枯れ」及びクビアカツヤカミキリによる被害への対応

①カシノナガキクイムシによる被害「ナラ枯れ」への対応

市内における「ナラ枯れ」被害の状況を毎年調査し、被害を受けた木に対して材内のカシノナガキクイムシを駆除するため、羽化脱出前に薬剤によるくん蒸処理を今後も継続して実施します。

②クビアカツヤカミキリによる被害への対応

市内におけるクビアカツヤカミキリの発生状況及び被害状況を随時調査し、被害木に対して薬剤注入による樹木内の幼虫の駆除を実施する等の被害拡大防止策を今後も継続して実施します。

2. みどりの活用

(1) 自然公園の活用

市域南部に位置する金剛生駒紀泉国定公園は、優れた山並み景観を保持するとともに、市民や来訪者が身近に自然にふれあい、野外レクリエーションを楽しめる空間として、様々な活用方法を検討します。

(2) アウトドアスポーツや野外レクリエーションの活性化

本市では、公園や緑地、山地や河川をめぐる屋外レクリエーションを通し、体を動かしながら豊かな自然を味わう体験が可能です。また、四季彩館や花の文化園など、自然と触れ合い楽しむ施設が充実しており、手軽にみどりを感じることができます。

本市ににぎわいを生み出す交流人口を増やすためには、野外レクリエーション系の観光地として活性化していくことが効果的であり、これらのアウトドアスポーツやレクリエーション施設を活用し、本市の魅力の発信と来訪者の誘致に取り組みます。



3. 都市公園の適切な維持管理と魅力向上

(1) 都市公園の計画的な維持管理

公園の施設を安全・安心に利用できるよう、河内長野市公園施設長寿命化計画に基づいた定期点検、補修、更新などを適切に行い、計画的かつ効率的な維持管理に取り組みます。

(2) 長期事業未着手・未開設の都市計画公園・緑地の見直し

都市公園として整備することとして計画決定を行った区域のうち、公園整備・開設のための事業に着手していない区域については、人口減少や少子高齢化、今ある都市公園及び今後開発により新たに設置される都市公園の維持管理や本市のみどりの現況を考慮したうえで、必要性や代替性、実現性などの観点により整備の方向性を見直します。

(3) 公園再編・リフレッシュの検討

都市公園は、周辺環境の変化、ニーズの変化等により、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できない場合もあります。

こうした公園については、地域住民等の合意に基づきながら、公園のリフレッシュや利用状況等に応じた公園施設の集約・再編を検討していきます。

(4) 都市公園の新たな管理手法の検討

本市の公園は、指定管理者（平成 18 年度より公益財団法人河内長野市公園緑化協会）により一括管理が実施されていますが、にぎわいや新たな経済的活力を生むため、民間活力による公園の活性化等を視野に入れた様々な管理手法の導入を検討し、官民連携による都市公園の魅力向上を図ります。

民間活力を活用した公園整備のイメージ



資料：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（平成 29 年、国土交通省）

4. 防災機能の高いみどりづくり

(1) 山地の保全・森林の育成

森林は適切に管理され、健全な状態に維持されることで災害の防止や雨水の貯留などのさまざまな働きが効果的に発揮されます。洪水や土砂災害、流木等の自然災害を防止するとともに、自然環境を保全するため、山地における森林の保全と育成を図ります。そのために、かわちながの森林プラン等の関連計画に基づいて、間伐や人材育成・担い手の確保に取り組み、山地の健全な森林づくりに努めます。

(2) 農地・ため池による雨水貯留機能の維持

特定生産緑地や農用地区域の指定、ため池の保全などにより、地域農業の振興施策とあわせた農地の保全に努め、都市の雨水一時貯留機能を維持することで大雨時の内水氾濫の低減を図ります。

(3) 安全なまちづくりのための公園整備

広域避難場所や一時避難場所、また災害救護活動の拠点となる都市公園の整備と充実を図り、防災性を考慮した、安全な公共空間の形成を図ります。

5. 協働によるみどりの取り組みの推進

(1) ふれあい花壇やアドプト・パーク・プログラムの普及・啓発

ふれあい花壇は、地域住民によって公園や公共用地などに花壇を整備する団体を助成する制度です。認定団体へは年2回花苗を配布し、日常維持管理を行っています。

また、アドプト・パーク・プログラムは、任意の団体による公園や緑地の清掃や除草、樹木の間伐等の活動を助成する制度です。参加団体へは、清掃等の活動に必要な物品の支給を行っています。

こうした取り組みは、まちの緑化や景観向上だけでなく、人と人との交流を促進・活発化させます。このような活動の魅力や制度の概要、参加方法などをホームページやSNS等を活用して周知し、制度の普及・啓発に取り組みます。

(2) みどりの活動ネットワークの形成

ふれあい花壇やアドプト・パーク・プログラムだけでなく、様々な市民活動に取り組む団体が集まる機会を創出し、各種団体間の交流を促進することにより、みどりのまちづくりの活動の輪を広げていきます。

（3）多様な主体によるみどりのまちづくりの普及・啓発

緑化教室や出前講座、植栽や農業等にかかわるイベント等を開催し、市民がみどりに触れる機会を創出することで、市民の緑化意識の普及・啓発を図り、市民による緑化活動を促進し、担い手不足となっている緑地の維持管理等の課題解決を目指します。

ミニ門松作り講習会 開催風景



植木の手入れ講習会 開催風景



第5章 計画推進の方策

1. 計画の実施体制

本計画にもとづく施策のうち、都市公園等の施設緑地、道路・河川等の公共用地の緑化やみどりの維持管理は、市関係各部局や大阪府・国との連携を図りながら効果的・効率的に計画を実施するとともに、市民や市民団体等の協力を得ながら進めていきます。

住宅や事業所等の宅地、農地、林地等の私有地の緑化及びみどりの維持管理については、市民、市民団体、民間事業者などの参画が不可欠であり、緑化に関する情報発信や緑化資材提供など、市民の自主的な緑化活動に対する支援を行います。

また、みどりのまちづくりを推進するため、市民がみどりに触れる機会を創出し、緑化推進に係る情報提供や講習会、イベントの開催など、緑化活動の普及・啓発に取り組めます。

みどりのまちづくりの実施体制・役割分担



2. 計画の進行管理

計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づいて、計画—実行—点検・評価—見直しを着実に進めていく PDCA サイクルの手法を用いて、施策の実現と改善を行っていきます。

定期点検・評価にあたっては、進捗状況と事業効果を把握し、年次評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。あわせて、見直し結果の中から次期計画の検討課題を抽出し、施策へ反映させていく事項について整理します。

PDCA サイクルによる進行管理



3. SDGsの視点について

平成 27 年(2015 年)に国連サミットにおいて採択された SDGs(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



11 住み続けられるまちづくりを

目標 11【住み続けられるまちづくりを】
包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

13 気候変動に具体的な対策を

目標 13【気候変動に具体的な対策を】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

15 陸の豊かさも守ろう

目標 15【陸の豊かさも守ろう】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

用語解説

【ア行】

アドプト・パーク・プログラム

市民や地元企業が里親となって公園を養子に見立て大切に育む仕組みのことで、参加者は公園の清掃・美化活動を定期的に行う。

アドプトフォレスト制度

大阪府が、希望する事業者と森林所有者の仲人となり、事業者等の参画により、手入れされずにいる里山を整備することで、森林のもつ公益的機能を十分に発揮できる状態を維持し、生物多様性や景観の向上を目的とする活動のこと。

事業者等の活動のもと、資源の有効活用や、植栽、育樹による循環利用を目指した取り組みを行っている。

一時避難場所

災害時に円滑に避難するため、一時的に避難する場所。本市では公園及び道の駅を合わせて9ヶ所が指定されている。

【カ行】

街区公園

都市公園法により定められた、街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置することとされている公園。

河内長野市きれいなまちづくり条例

生活環境の確保に関し基本となる事項を定めるとともに、市、市民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、相互の協力のもとに地域の環境美化を図り、もってきれいなまちづくりを推進することを目的とした河内長野市の条例。

近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき、大都市圏の秩序ある発展に寄与し、良好な自然環境を有する緑地を保全するために指定された区域。同区域内では、木竹の伐採等を行う者は都府県知事に対する届出義務がある。また、近郊緑地の保全上必要があるときは、都府県知事は必要な助言または勧告をすることができる。

近隣公園

都市公園法により定められた、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所あたり面積 2ha を標準として配置することとされている公園。

広域避難場所

地震などによる火災が延焼拡大し地域全体が危険な状態になった際に避難する場所。一時避難場所が危険になった際に集団で避難してくる場所であり、火災のふく射熱から身体を守ることができる大規模なオープンスペースが必要で、本市では寺ヶ池公園が指定されている。

【サ行】

市街化区域

都市計画法により定められた、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法により定められた、市街化を抑制すべき区域。

自然公園・自然公園区域

山林や湖畔、湿地、海岸など、すぐれた自然風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、自然公園法に基づいて区域を定めて指定された公園。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園からなる。

指定管理者

地方公共団体が、公の施設の管理・運営を行わせるために期間を定めて指定する団体。指定にあたっては、議会の議決を経る必要がある。

生涯学習

人々が生涯に行うあらゆる学習のことで、学校教育に限らず、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会・年齢において行う学習。

森林環境譲与税

喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、令和元年度（2019年度）から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して譲与されている。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。

森林経営管理制度

森林経営管理法に基づく制度で、経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、市町村が仲介役となり、林業経営者へ再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する制度。

森林ボランティア活動補助金

河内長野市森林ボランティア活動補助金交付要綱に基づき、森林に関するボランティア活動を行う法人その他の団体に対し、河内長野市森林ボランティア活動補助金を交付することにより、森林に関するボランティアの継続的な活動及び人材育成の推進を図り、多様な主体の参加による森林の保全活用を継続することを目的に交付する補助金。

生産緑地

都市計画法及び生産緑地法で規定されている、市街化区域内の農地等において緑地機能及び多目的保留地機能を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に役立てることを目的に指定する農地等。

生物多様性

様々な生態系が存在すること、また生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを指す。多様な生物間及びこれを取り巻く環境との相互作用によって多様な生態系が形成され、多様な機能が発揮されている。人間は、生物多様性がもたらす恵みを享受することにより生存しており、生物多様性は人類の存続の基盤となっている。

総合公園

都市公園法により定められた、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置することとされている公園。本市には、本市を代表する唯一の総合公園として寺ヶ池公園がある。

【夕行】

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画（森林の整備・保全の目標や伐採・造林等の森林施策等について定めた計画）の対象となる民有林。地域森林計画対象民有林において立木の伐採や開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可や、市町村長への届出等が必要となる。

天然記念物

文化財保護法に基づき、学術上貴重でわが国の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物及びそれらに富む天然保護区域。いずれもが文化財のひとつで、国民の貴重な財産である。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。市町村は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（みどりの基本計画）を定めることができると規定されている。

【ナ行】

内水氾濫

豪雨時の低平地などで、雨水がはけきらず地面に溜まり、排水用の水路や小河川が水位を増して溢れ出すことにより起きる洪水のこと。これらの小河川・水路が流れ込む主要河川（本川）の堤防の決壊等による外水氾濫と区別される。

ニコニコ広場

本市のニコニコ広場整備事業要綱に基づき、市内の自治会などが幼児の適切な遊び場を確保し、その健全な育成に資するための広場、または老人の健康維持を図り老人の各世代との交流のための広場として設置するもの。

農用地・農用地区域

農地（農用地）とは耕作の目的に供される土地をいう（農地法による）。農用地区域とは、市町村が今後農業上の利用を図るべき区域として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が策定した農業振興地域整備計画において定めた区域。

【ハ行】

ヒートアイランド

都市部の地表面における熱収支が、都市化に伴う地表面の改変（地面の舗装、建築物）などにより変化し、都心域の気温が郊外に比べて局地的に高くなる現象をいう。これにより、夏期の都市の不快さと、冷房用電力消費の増大、都市の乾燥化、冬期の大気汚染の助長等の問題が発生する他、近年夏期の都市域において頻発している短時間の集中的な降雨現象との関連が指摘されている。

ビオトープ

ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、さまざまな野生生物が生息することができる空間のこと。自然由来の空間に加えて、周辺から区画して動植物の生息環境を人為的に再構成した空間をさす。

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

ふれあい花壇制度

地域からの申し込みにより、公園や、公共用地に接する民有地などに花壇を整備する団体を助成する本市の制度。年に2回花苗を配布し、一定の活動実績が認められる団体には、助成金を交付する制度。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ポケットパーク

都市の中の憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり、公立の公園にならない公有地または民間の土地を借用し作ったりしたもの。バス停の周り、商店街の一部、交差点などに設置する場合が多い。災害時には生命確保、安否の確認など一時避難場所的役割を担う。

保護樹

「河内長野市きれいなまちづくり条例」にもとづき、市民等に親しまれ、または由緒由来がある樹木のうち、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹木として指定されているもの。

【マ行】

マネジメントシステム

目標を達成するために組織を適切に指揮・管理・運営する仕組み。

【ヤ行】

用途地域

都市計画法に基づき、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める13種類の指定地域の総称。指定された地域では、それぞれの目的に応じ、建てられる建物の種類が決められる。



河内長野市みどりの基本計画

発行：河内長野市 都市づくり部 公園河川課

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 TEL:0721-53-1111

ホームページ：<https://www.city.kawachinagano.lg.jp>